

煙

159-Mi 42ウ



1200500727010

159

:42



自尊

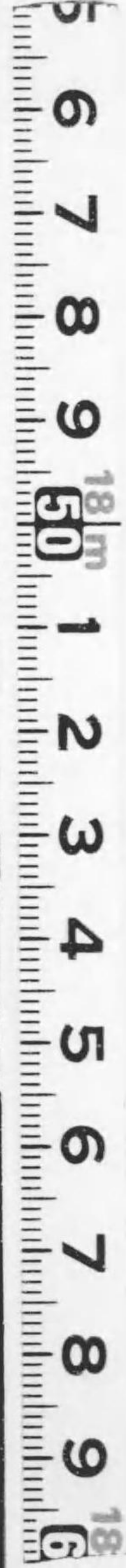
事故本

青い紙

P.5.7~11.218.220

'97.8.4

峯岸治三著



始





44.



159  
MI 42

岸三著

獨立自尊

慶應出版社





920  
259

目次

第一 獨立自尊 ..... 一頁  
第二 親族法上より見たる福澤先生 ..... 三五頁

挿圖

福澤先生修身要領病後初筆 ..... 二一頁  
女大學評論・新女大學初版表紙 ..... 二六七頁



第一 獨立自尊

059  
072



















こと、法律學とは、どうも深い関係があるやうに思はれてならなかつたのである。何となれば、獨立自尊と云ふことは、吾々の生活の基本原則であると私は考へてをるから、吾々の生活を規律することを以て目的とする法律は、結局に於て吾々の生活の基本原則と一致した基礎の上に築き上げられねばならぬからである。

二

獨立自尊と云ふことは、他の言を以てすれば、人格尊重の原理に外ならぬと、私は考へてゐる。人格尊重の原理は、集團生活の根本的原則であつて、近代法律思想の根底を爲すものであると、私は考へるのである。人の生命、自由、財産の安全を保障することは、近世法律の不可缺的要素を爲すものである(憲法第二二九條參照)。奴隷を認め、財産の所有能力を絶對に否定することは、如何なる理念の

下に於ても、之を是認することは出来ない。人の生命を重んじ、自由を認め、財産の安全を計ることは、即ち人類の集團生活乃至社會生活の健全にして、圓滿なる發達を促進する所以に外ならぬのである。之が所謂獨立自尊と云ふことになるのである。獨立自尊は孤立獨尊ではない。獨立と云ふことも、自尊と云ふことも、總て他人との關係を考慮に入れての觀念である。換言すれば、吾々が集團生活を爲し、又爲さざるを得ないから、始めて生ずる觀念である。人類から集團生活を取去れば、獨立自尊と云ふことも亦、消滅してしまふのである。獨立自尊は、單に個人相互間の生活の原則を規則するのみに止らず、團體相互間、國家相互間の共存原則をも規律するものである。

法律上男女兩性の地位が平等でない。宜しく婦人の地位を向上すべきであると云ふ議論は、よく耳にしたところである。之は男女間に於て其人格尊重の程度に、不當なる區別が存在し、之を排斥すべきであると云ふことに歸着する。



換言すれば、それは婦人の人格向上の問題であり、又獨立自尊の問題であると云はねばならぬ。人の名譽又は信用に對する犯罪の如きは、人格尊重の原理に反すること甚しきものであり、従つて又、獨立自尊の精神に違反するものなりと見ることが出来るであらうし(刑法第二三〇條、第二三三條參照)、又刑事訴訟法第九二條には「被告人ヲ勾留シタル場合ニ於テハ其ノ身體及名譽ヲ保全スルコトニ注意スヘシ」とあり、更に又同法第一三五條には「被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ」と定め、この規定は被疑者の訊問の場合にも準用せられてをる(同法第一三九條)などは、人格尊重の原理、即ち獨立自尊の觀念が、最も明白に顯現されてをると云ふことが出来る。

かくの如く、獨立自尊の觀念は法規の上にも現れてをるのであるが、それは獨立自尊と云ふことが、法律其者の根底を爲してをるからであると、私は考へるのである。

要するに、吾々の社會生活は其社會の構成員たる、各自が自己の人格を尊重する(自尊)と共に、他人の人格をも亦尊重する(獨立)に非ざれば、到底行はれないところであり、又發展をも期し得ないのである。一言にして云へば、社會生活の基礎は各自的及び相互的人格尊重である、即ち獨立自尊であると云ふことに在るのである。従つて、社會生活を規律する法律も亦、この社會生活の基礎、即ち獨立自尊を目的として、個人相互間の關係、個人と社會との關係を規律することになるのである。國際關係も亦同様である。故に、國際法の基礎も獨立自尊に在りと云ふことが出来る。獨立自尊の關係が失はれたときには、そこに鬭争状態を現出する。個人間の鬭争状態を調整する場合に、それが直接法律に依ると否とを問はず、常に當事者の人格と云ふことを度外視しては出来るものではない。従つて、破壊された獨立自尊關係を調整するにも亦、獨立自尊と云ふことが、最も肝要なる窮極的標準とならざるを得ない。國家間に於け



る獨立自尊關係が失はれたときは、戦争状態を現出する。しかし、いくら戦争状態であつても、交戦國は、各々勝手次第の行動に出ることは許されない。そこには戦時國際法が嚴存する。而して、この戦時國際法と雖も、交戦國は固より第三國の獨立を無視するものではない。即ち、そこにも獨立自尊の原則はある。又、戦争の終局としての條約締結に付ても、戦勝國は戦敗國の人格は尊重しなければならぬ。若し然らずして、條約が締結されたときは、かゝる條約には永續性がない。不自然なる状態は、やがて又闘争状態を再現せしむること、なるであらう。

かくの如く、獨立自尊と云ふことは、人類生活の平和状態であると、將又闘争状態であるとを問はず、常に存在する不滅の原則である。蓋し、それは人類生活の根本原則であるが故に、人類生活の存在する限り、永劫に存すべきであるからである。

私は獨立自尊が人類生活に不可缺の條件であると共に、法律上に於ても極めて重要な原則であると、信じてゐる者である。かの信義誠實と云ふ觀念も、獨立自尊と云ふことを基底として、始めて成立し得べき觀念であらうと考へてゐる。

要するに、獨立自尊は人格尊重であり、而して、人格尊重は單に精神的方面のみならず、物質的方面をも包含するものであるから、獨立自尊も亦精神的及び物質的の人類生活の兩方面に付ての基礎原則となる譯である。

## 三

私は獨立自尊を右の如く解してゐる。従つて、福澤先生は當時の社會状態に直面して、特に人々の生活の基礎たるこの原則を強調し、以て個人の生活の本義を示し、社會の健全なる發達の方向を指示されたものと考へてをる。而して、



慶應義塾は今なほこの原則に基き、眞の社會人たる資格ある人々たり得る青年を、世に送らんとしてをるものであると思ふ。

然るに、この獨立自尊と云ふことに對して、世上往々之を誤解し、或は之を非難する者があるけれども、私には寧ろ不思議でならない。

前にも云へる如く、獨立自尊は人々相互間の共存協力の關係を表示するものである。それは利己主義でもない。個人主義でもない。獨善主義でもない。社會本位主義のものである。従つて、決して現代の思想に背馳するものではない。然らば、何故にかくも明白なる原則が、誤解を招いたのであらうか。私は遺憾ながら義塾に學んだ者のうちに、福澤先生の指示せられたこの原則に反するやうな、行動を爲す者があつたのではなからうかと思ふのである。換言すれば、獨立自尊の精神——私は之を福澤精神と云つてもよいと思ふ——に副はぬやうな行動をして、平氣である者があつた爲め、之を以て世間では獨立自尊と考へ

たことが一つの原因を爲してをるのではあるまいか。自分のことばかり考へたり、自己の地位を守ること汲々として後進のことなど少しも考へなかつたり、自己を之高しとして、どうも寄附けぬやうな振舞をしたり、場合に依つては自己を犠牲にしても、他人の爲めになると云ふ氣魄を全然缺如するが如きことは、孰れも獨立自尊の精神に違反する者と云はねばならぬ。義塾に學び社會に活動する人々は、右のやうな行動は出來ぬ筈である。それにも拘らず、若しかゝる行動を敢てする者がありとすれば、それは福澤精神の異端者であると共に、義塾其者に對して、世間の誤解を招く原因を作爲する者である。其者の責や極めて重且つ大なりと云はねばならぬ。

四

私は義塾に學んだから、特に獨立自尊と云ふことを、かく尊敬しかく謳歌す



るのではない。私が假に他の學校に學んだとしても、私の考へには少しも變化を來たさないのである。

そこで、私は目を轉じて福澤先生が獨立自尊に付て如何に考へてをられたかを、修身要領に依つて窺つて見たいと思ふ。固より修身要領の總てが、獨立自尊の意義を明かにするものであるが、今其主なる個條に付て、考察して見ようと思ふ。即ち

二 心身の獨立を全うし自ら其身を尊重して人たるの品位を辱めざるもの之れを獨立自尊の人と云ふ

之は自己の人格尊重を以て、先づ獨立自尊の一大要素たることを、明かにしたものと考へる。而して、本條の註釋(それは「福澤一太郎、小橋篤次郎、磯田榮吉、門野彌之進、石河幹明、日原昌造、北川禮郎等の諸氏が時に相會して講話したものである」)には「元來人は群集的動物の一にして常に社會と相交はり人々相助け以て天然力の壓制を抑裁し人爲の暴横を制して世の文明事業を進捗せしめ從て人世の安

寧幸福を増進するの約束なれば孤立を獨立と爲し自負を自尊と爲し傲慢不禮自から尊大にして他を輕侮するが如きは最も獨立自尊の大義を誤るものとして排斥せざるべからず」とあり、由之觀之、獨立自尊が決して孤立獨尊でないことが明瞭であるのみならず、それは集團生活の原則たることが明白に説述せられてをるのである。而して、註釋に於ては更に「抑も人間社會に生れ來りたるものは何れも同等同位にして他の獨立自尊は己が獨立自尊と釐毫の軒輕なきものなれば之を尊重して苟も侵害す可らざるは恰も己が獨立自尊を他より侵害するを許さざるに異なることなし畢竟獨立自尊は人間交互の道にして己れ一人のものに非ず妻あれば妻に對し子あれば子に對し父母兄弟に對し一村の人に對し一國の人に對し全世界の人に對して皆その獨立自尊を敬重すること猶ほ己が獨立自尊を敬重するが如くにして始めて眞の獨立自尊を躬行實踐する人と云ふ可し若し自他平等の一義を忘れ己れ一人獨立自尊のものと思はゞ所謂孤立睽離至



負自慢の徒に化して己が信ずる所の主張を己れ自から破壊するの痴漢となり己が獨立自尊は他の侵害を被るも其譴を遁るゝ所なかる可し之を要するに己れが心身の獨立を全うし自から其身を尊重して人たるの品位を保んとするには須く他の獨立自尊を敬重し毫末も之を侵害す可らず斯の如くにして始めて獨立自尊の人たるを得べし」とされてゐる。即ち、こゝでは人格尊重の必要が強調されてゐるのであつて、それは夫婦の間でも、親子の間でも必要なるのみならず、社會の人々の間は固より、全世界の人々の間にも亦缺くべからざるものなることが説かれてゐる。而して、獨立自尊は決して孤立睽離至負自慢でないことが明示されてゐるばかりでなく、獨立自尊の觀念なきの徒輩が却つて孤立自慢の者であつて、かゝる者こそ社會生活の根本を破壊すべく、社會の秩序を紊亂する者たることが明かにされてゐるのである。かゝる徒輩は法律生活に對しても亦適格を有せざる者である。

### 三 自から勞して自から食ふは人生獨立の本源なり獨立自尊の人は自勞自活の人たらずる可らず

之は、獨立自尊は畢竟自勞自活に其基底を有することを明示したものであつて、人格尊重と云ふも、各人相互が先づ自らが社會人として完全なる發達を爲すに非ずんば、之が實行を期し難きものなることを示すものと考へる。各人は苟も社會の實生活に一步を印したる後は、自己の生活は自らが營む覺悟が無くてはならぬ。勿論親は其子が他日社會の一員として、他人に頼らず、自活し得るだけの準備を子に對して爲すべき義務がある。而して、こゝに云ふ準備とは財産を指稱するものではないこと、固よりである。其身分と資力に従つて、其子が社會の成員として、自ら働き自ら食し得るやう、教育を爲すべき義務があると云ふのである。吾々は、かくして社會に送り出された以上は、自勞自活すべきであり、かくしてこそ始めて眞の社會生活の意義を體驗認識するのである。



換言すれば、そこに始めて眞の意義ある生活が營まれ、獨立自尊の姿が現れるのである。社會成員の各々が、かゝる自勞自活の生活を營むことは、其社會の健全なる發達を期する上からも、不可缺の重大事たるのみならず、延いては國家生活、國際生活の上からも亦、極めて必要なることである。故に、註釋に於ても「自勞自活の人に非ざれば財産を維持するの難きを見る可し單に一身一家の事のみならず國の殖産工業は人々の自勞自活の働より生ずるもの」なることを強調し、更に「彼の父母の財産に依頼し又は他人の懐を當にして生活するもの、如きは一國全體の上より見れば恰も養育院に收容したる貧人と同様徒に國財を消費するものにして是種の輩は國の厄介者として擯斥せざる可からず」とされてゐる。

四 身體を大切にし健康を保つは人間生々の道に缺く可からざるの要務なり常に心身を快活にして苟めにも健康を害するの不養生を戒む可し

之は前の自勞自活と共に獨立自尊には最も肝要なる基底を爲すものと信ずる。自勞自活以て健全なる生活を現出せんとする者は、先づ健全なる身心の所有者であらねばならぬ。近時頻に體位向上と云ふことが叫ばれ、諸種の機關や制度が新設せられ、法律の制定まで見る有様である(國民體方法、昭和十五年四月八日法律第一〇五號)。しかし、この問題は既に福澤先生が力説せられたところであり、苟も社會の一員として活動し、以て社會成員たる責務を遂行せんとする者は、其活動の原動力たる健康に於て、完全なる者でなければならぬ。かゝる者に於てこそ、眞に自勞自活の實現を期待し得べく、又従つて、獨立自尊の完全なる實行を成し得べきである。體位向上は如何なる時に於ても、又如何なる治世に於ても、人類共同生活に必要缺くべからざる要件であるから、近頃特にこの點を重視するに至つたことは洵に結構なことではあるが、一面に於ては又不思議にも感ぜらるゝのである。

五 天壽を全うするは人の本分を盡すものなり原因事情の如何を問はず自から生命を害



するは獨立自尊の旨に反する背理卑怯の行爲にして最も賤む可き所なり

獨立自尊は社會人としての不可缺の基底たることは、既に屢々述べた如くであるが、社會人として立派に其使命と責務とを盡し得るが爲めには、自己の身心の強健なることを要すると共に、又自己の天壽に對し之を尊重し、苟も自から自己の生命を害する如き行爲があつてはならぬ。かゝる行爲は畢竟自己の人格に對する重大なる侮辱行爲と云はねばならぬ。のみならず、それは社會に對しても亦、一種の背任的行爲と云はざるを得ない。イギリス法に於ては自殺は之を自己殺人 (self-murder) とし、以て重罪とされてをる程である。我國に於ては、古來やゝもすれば、兎角死を過輕視する傾向があるのではあるまいか。死すべき時に潔く死すべきことは、固より大切のことであり、眞の獨立自尊の精神の顯現なることは申すまでもないが、「死を鴻毛の輕きに比す」と云ふ精神の濫用は最も慎しむべきところである。吾々の生命は、恰も信託財産の如きも

のである。この生命の受託者たる吾々は之を其受益者たる社會の爲めに、用ひねばならぬ。洵に註釋にも云へる如く「自殺は耻づ可き生活の耻づ可き終り」であるから、吾々は天賦の生命を尊重しなければならぬ。そこにも亦、獨立自尊の深い意義が認められるのである。

六 敢爲活潑堅不屈の精神を以てするに非ざれば獨立自尊の主義を實にするを得ず人は進取確守の勇氣を缺く可らず

之は獨立自尊の實行方法を説かれたものと云へるであらう。眞の獨立自尊は決して消極的態度ではない。各人が獨立自尊の理念に基き、積極的に行動せねばならぬ。換言すれば、各人は或範圍に於ては自他の利益 (精神的、物質的) をはかり、之を擁護増進すべきである。かくすることは、單に個人の利益に止るものでなく、延いては社會、國家の利益乃至福利の増進、發展と云ふことになるのである。固より社會國家の利益と云ふことは第一次的に考慮するの要あ



るべく、之等の利益の爲めには個人的利益は或限度に於て犠牲となるべきではある。かくの如く、國家的、團體的又は個人的福利増進に付ては、勇往邁進、果敢、確守の精神力が必要である。而して、この精神力の基底は常に獨立自尊に置かれねばならぬ。若し、この基底を失ひたるに於ては、それは蠻勇と化し、之を恣にするときは、生活の平和は亂され、延いては社會、國家の發展に至大なる影響を及ぼすべきは、多言を要せざるところである。

勇往邁進、果敢確守の精神力の反對は、卑劣陰險の態度である。獨立自尊の人は、固よりかゝる振舞があつてはならぬ。他人の成功を快しとせず、他人の長所を賊ひ、徒に其短所を指摘して悦び、或は又諂巧にして、たゞ自己の地位を之守るに汲々たるが如きは、孰れもみな、取るに足らざる小人の徒輩であつて、獨立自尊の何たるかを辨へざるも甚しと云ふべきである。

七 獨立自尊の人は一身の進退方向を他に依頼せずして自ら思慮判断するの智力を具へ

### ざる可らず

人格尊重は意思尊重でなければならぬ。従つて、獨立自尊は人の意思と密接なる關係を有することとなる。そこで、この意思尊重の反面には、尊重せらるべき意思の存在を、前提とせねばならぬことになるのである。依つて、かゝる意思乃至意思力の涵養と云ふことが、最も重要な問題となるのである。それには、親たる者の責任が極めて重く、苟くも子女をして將來其健全なる意思力に基き、活動し得ざるが如きことのなきやう、十分の注意を拂はねばならぬ。濫りに子女を愛撫するのみにては、決して健全なる養育方法と云ふことを得ない。この點から觀察すれば、本條は一面に於ては、子女の保護者たる親達が獨立自尊の意義を明確に認識してゐなければならぬことを示すものと云ふことが出来る。換言すれば、本條は親達に對するものなりとも云へるのである。

かくの如く、獨立自尊には強固の意思力が不可欠的要素を爲すものと云へる



のである。しかし、こゝに云ふ強固なる意思力は、之を獨斷恣行と混同してはならぬ。獨斷恣行は獨善主義である。吾人は社會生活を營む上に於ては、必ずや他人の意見を徵せざるを得ない。之に依つて、自己の正當なる判断を下し得るのである。強固な意思力は、この正當の判断力の基底を爲すものであるが故に、同時に他人の言を容るゝ大なる包容力ともなるのである。自己に何等の意思力なく、徒に他人の助言を求むるが如きは、結局包容力を缺如する、單なる追従にすぎない。かくの如きは、獨立自尊の精神に反すること、極めて大なるは多言を要しない。従つて、註釋に於ても「自己一身の事に關し我に一つの所信なく又他人の助言を聽て之を適宜に取捨するの智なきものは之を獨立自尊の人と云ふ可からざるなり」と説明してあるのは、洵に至言である。

八 男尊女卑は野蠻の陋習なり文明の男女は同等同位互に相敬愛して各その獨立自尊を全からしむべし

之先生が最も力説せられたるところの一つであつて、機會ある毎に先生は男女の平等を主張されたのである。先生が之を説かれた當時の社會状態は、相當に男尊女卑の觀念が強、又それが實行されてゐたのである。その時に於て、先生が敢然男女平等論を主張されたことは、特に注目し値するところで、先生の意思力の強固なることが、如實に現れてをるものと云はねばならぬ。

男女の平等は、即ち女子の人格の向上の問題であることは、既に述べた如くである。互に對等なる人格者として、之を尊重すべきは、獨立自尊の中樞的觀念を爲すことも亦、前に述べたところである。法律上に於ても、この問題は考慮せらるべきところであることは云ふまでもない。男女兩者間に不當なる差別を設けることは、單に各個人に付ての問題ではなく、それは健全なる社會生活の基礎を破壊することゝなるものと云はねばならぬ。しかし、男女の平等は其性的差異に基く平等でなくてはならぬ。數量的平等ではなく、質的平等である



ことを忘れてはならない。註釋は「男女は其所長を異にするが故に執る所の職業も自から異ならざるを得ず男子は男子相應の方面に働き女子は女子相應の部分を勤むるは當然」であると云つてをるのは、正に右に述べたる所と其趣旨を一にするものである。

要するに、男子は男子として其進むべき途に活躍し、女子は女子として其活動すべき天地に於て、十分に且つ自由に、飛躍すべく、而して、男女相互間に於ては、其活動を尊重し、互に相協力するときは、そこに男女間の獨立自尊は完全に實現されるのである。

男尊女卑とは其性質は異なるが、官尊民卑と云ふ言葉がある。之も反獨立自尊的思想であるから、私は之に付き、こゝで少しばかり考へて見たい。凡そ、一社會、一國家の發展をはかるには、總ての者が協力融和しなければならぬことは申すまでもない。官に在る者のみを以てしては、到底一國の進歩發展を期し

難いのである。官に在らざる者の協力が必要である。換言すれば、官に在る者も、官に在らざる者も、等しく國民として國の利益の爲め、國の發展の爲めに努力せねばならぬ。即ち、官吏も、然らざる者も、總て國家の爲めと云ふ同一目的に對して、行動すべきであるから、之等の者の行爲は總て合同行爲的行動でなければならぬ。一般庶民が各々其業務に誠實に、其職務に精勵することは、各人の利益となると共に、之は間接的に國家の爲めとなることは云ふまでもない。官吏が其職務に忠實なることは、直接國家に對する彼等の職責を誠實に果たすこととなるものであるが、之は一般民衆が其業務に努力すること、何等性質に於て異なるものではない。官職に在るが故に尊く、私職に在るが故に卑しいと云ふ理由は、何處にも存在しないのである。丁度それは、私人間の職業の異なるに依り、尊卑の區別が生ぜざると一般である。官吏も民衆も、各々相互に其人格を尊重し、互に相協力してこそ、眞の國家の發展が實現されるのである。



私人の利益、幸福を全然無視しては、到底國家の進展は期待し難い。滅私奉公と云ふことは、決して個人の私的存在を根本的に無視すべしと云ふことではあるまい。私人の人格尊重と云ふことは、國家存在の最大の基底を爲すものと云はねばならぬ。然るに、官僚の獨善と云ふことが、時として叫ばれるのは、洵に遺憾なことであるが、之は官民が協力關係に立たず、對立關係に在ることを表示するものではなからうか。換言すれば、それは官僚が民衆に對する態度に於て、人格尊重の觀念に缺くところがあるからではなからうか。獨善主義は獨立自尊の精神に、最も反するものである。官に在る者は、宜しく、獨立自尊的立場に於て、其行動を爲すべきである。

一般民衆は自己の職務を認識し、其神聖を保持し、徒に官に依據せず、自ら卑屈的行動なきやうに注意せねばならぬ。換言すれば、其如何なる職業に従事するを問はず、自己の人格を尊重し、専ら自己の業務に精進すべきである。即

ち、一般民衆も亦、獨立自尊的立場に於て其行動を爲すべきである。註釋に於ても「帝國の臣民たるものは只その恩徳を仰ぎて各々その職分の命する所に従ひ一意忠節を盡すの一義あるのみ」と説いてゐるが、之自己の職分を通じて一意奉公の至誠を致すべきことを強調するものであつて、今日の言葉で云へば、職域奉公に外ならぬ。換言すれば、一般民衆が各々其業務に誠實に、其職務に精勵することは、即ち民衆の獨立自尊的行動に外ならざるべく、かゝる行動は又、民衆各々の職域奉公であると云ふことになるのである。

かくすることに依つて、こゝに始めて眞の官民一體の行動を實現し得べく、そこには官尊民卑の觀念など、存在すべき餘地がないことゝなるのである。學問の上に於ても、往々にして官私と云ふことが聞かれるのであるが、かゝる思想が存する限り、我國の學問的發展は之を期待し難いのである。

要するに、官尊民卑の觀念は、獨立自尊の精神と相容れざるのみならず、國



家の發展を阻害すること大なるものと云ふべきである。私は一般の人々が、總て獨立自尊の立場に於て行動することを切望すると共に、我國の言葉から、「お役人」とか、「お役人仕事」とか云ふ不愉快なる言葉が消え去ることを庶幾ふ者である。

福澤先生が特に官途につかず、民間に在つて、自ら町人福澤諭吉と稱し、我國民の指導に當られたのは、一面に於て町人の卑屈的精神を是正し、他面に於て官僚の獨善主義、尊大主義を矯正し、以て獨立自尊主義の徹底に努力せられんとしたことにと在ると、私は考へてゐるのである。

九 結婚は人生の重大事なれば配偶の選擇は最も慎重ならざる可らず一夫一婦終身同室相敬愛して互に獨立自尊を犯さざるは人倫の始なり

之は夫婦間の人格尊重を説かれたものである。換言すれば、夫婦は對等なる地位に於て、互に相助け、以て完全なる共同生活を實現し、健全なる社會生活

のユニットを構成すべきことを示されたものと解するのである。更に、注意を要するところは、「一夫一婦終身同室相敬愛し」と云ふことである。一夫一妻主義は先生が極力強調せられたところであつて、從來の蓄妾の惡風に對しては、先生は機會ある毎に、其許すべからざることを説かれたのであつた。

民法上夫婦は對等なる地位を有することも、又妾が法律上公認されず、妾として何等の身分をも有することなく(明治十三年七月十七日日本  
政官布告第三六號參照)、現在では一夫一妻主義が法律上確立したことなどに付ては、福澤先生の主張せられたことが法律上に於ても實現されてゐるところであつて、之等の點に於て、獨立自尊の精神が法律上にも顯現してゐるものと云はねばならぬ。

十一 子女も亦獨立自尊の人なれども其幼時に在ては父母之が教養の責に任せざる可らず子女たるものは父母の訓誨に從て孜孜勉勵成長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり



本條は一面に於ては父母に、又他面に於ては子女に對するものである。子女幼少なるときは、其父母が之を監護教育する義務があると云はねばならぬ。民法第八七九條には、親權者たる父又は母は未成年の子に對し、之を監護し教育を爲す權利と義務とを有する旨を規定してをるのであるから、子女の監護教育は法律上に於ても、親たる者の權利であると共に義務である。たゞ我民法上、親權は父又は母に依つて行使せらるゝものであつて、父母が同時に又は共同して、親權を行使することを認めない。故に通常の場合に於ては、父あらば父が其未成年の子に對して監護教育の法律上の權利義務を有するが、母は之を有してをらぬことゝなる。この點は立法論として或は再考を要するところであらうが、法律上父が親權者たればとて、母は子の監護教育に對して、何等の義務を有してゐないだらうか。法律上の義務はないにしても、親たる以上、全然義務がないとは云へない。法律上の權利義務を有すると否とを問はず、道德上又は

社會上、親たる者は共同して子女の監護教育に對し、義務あるものと私は考へるのである。而して親がこの大なる義務を履行する上に於て、常に注意を拂ふべきは、「子女も亦獨立自尊の人」なりと云ふことである。換言すれば、親は將來其子女が完全なる獨立自尊の人、即ち社會生活を完全に全うし得る人たるべきやう、監護教育することが、最も肝要である。それには、各自其資力に應じて相當なる教育を子女に授けることが必要であり、又場合に依つては、義務教育以上或程度の教育を、資力なき親に代つて授ける教育機關の施設も考慮すべき問題である。固より家庭に於ての教育も亦重要なものであるから、子女の監護教育は學校と家庭との共同義務でなければならぬ。而して、昨今從來の教育、特に學校に於ける教育が、智育偏重なりとの非難を聞くのであるが、智育と德育は決して別個の觀念ではない。寧ろ智育は德育の基礎を爲すものではないからうかとさへ考へらるゝのである。それは兎に角として、この兩者は密接な



る關係を有するものであるから、一方をのみ過重視することなく、兩者の均衡を保ちつゝ、教育を爲すことが重要であり、之に依つて始めて教養ある人物を養成することが出来る。教養ある人物たることは、即ち獨立自尊の人たることであつて、かゝる教養ある人が多いか少いかに依つて、其國の文化の程度を知り得るのみならず、其國の發展も亦之に基因するものと云はねばならぬ。平常時に於て人々の教養が必要缺くべからざるものであることは云ふまでもないが、異常時に於ては、其有無が最も顯れ易いものである。過日或知人の夫人が私の家を訪問せられた時に聞いた話であるが、其夫人が某デパートで買物をして、其品物の届先を依頼したところ、其夫人は生憎眼鏡を忘れて來た爲め、届先を記入する用紙に、自分で書くことが出来なかつた。そこで、店員に濟みませんが書いて下さいと頼んだところ、其店員はそれなら家へ歸つて眼鏡を取つて來たらいゝでせうと答へて、テンデ相手にならなかつたさうである。私は之を聞いて

て、この店員の教養が如何に低いか、否絶無であることを悲しむと共に、之が若し現代世相の一つの現れを示してをるものとしたら、この事件を單に一デパートのニガ／＼しい出來事であるとのみ考へることが出来ないと思つたのである。要するに親たる者は其子女をして、立派な教養ある人たらしむることに努めなければならぬ。之は即ち子女が將來獨立自尊の人として、社會的義務を十分に果し得ることにもなるのである。註釋に於ても「世間には親の子を養ひ又は之を教育するに唯其立身出世を目的とし子に依て老後の安樂を求めんとするもの少なからず彼の下等社會に娘の身を賣て家計の困難を救ひ或は其子に妾奉公などさせながら己れ獨り逸居して俗に云ふ左團扇の安樂を貪るものなどあるも畢竟子に依頼するの餘弊にして斯の如きは恰も其子女を財産視するものと云ふ可し」と説明されてゐるが、其子を「財産視する」が如き親は、所謂人格尊重の觀念なき者であつて、親自身が既に獨立自尊の人たる資格なき者と云はねば



ならぬ。苟も其子を立派に監護教育せんと欲するならば、親自身が先づ獨立自尊の人たることを要すべきは多言を俟たざるところである。我國には從來子が身賣をして親を助け、又は雪中筍を掘つて親に與へたるが如き類の話を、孝子美談として傳へられてゐるが、私はこの種の話を聞く毎に、子の孝心に感動する前に、先づ親の態度に付き疑を抱かざるを得ない。子は親の命に服し、之に孝養を盡すべきは固より子として當然爲すべき道であるが、それだからと云つて、親は子に對し如何なる無理を強ひても差支ないと云ふことにはならぬ。親は親として、其子の人格は十分に尊重しつゝ、之を指導し教育すべき義務があるのであつて、之は親の子に對して當然爲すべき道である。私はこの方面に關する美談が、孝子美談と共に多く後世に傳はることを欲すると共に、不自然なる所謂美談の類は消滅することを切望して已まない次第である。

次に子女たる者は、親に依りて監護教育せらるゝものであるから、親の命令

に服し、將來は獨立自尊の人として世に立つことを心掛けねばならぬ。徒に親にのみ依頼し、安逸の生活を送るが如きは固より許すべきところではない。子女にして、苟も事物に對する辨識力を有する程度に達したる以上は、自己が將來獨立自尊の人たるべき十分の素養を成すことを怠つてはならぬ。即ち、學業を勵み行ひを慎み、以て社會の一成員としての資格を養ふことに努力せねばならぬ。

十二 獨立自尊の人たるを期するには男女共に成人の後にも自から學問を勉め智識を開發し徳性を修養するの心掛を怠る可らず

本條は成人後に於ける人々に對し、獨立自尊の人たるべき要件を示したものである。幼年時に於ける者に對する心掛は、前條に於て既に説明した如くである。そこで、成人後と雖も、人々は常に學問を怠らず、新知識を修得することに努めなければならぬ。學問は單に學校時代に於てのみ爲すものではない。



學校教育は社會人たるの前提、又は豫備過程にすぎない。學校を終り社會に活動する場合に於ても、其如何なる職業を問はず、常に學問を怠らず新知識を求むることは、社會人として不可缺の要件であると信ずる。換言すれば、各人は其従事する職業に付き、たゞそれに馴れ、機械的に之を行ひ得ることを以て満足することなく、常に自己の職業に對し、學問的に之を研究する態度を以て臨むことが肝要であると共に、自己が社會人として生存する爲めに、必要なる各種の知識を得ることに努力しなければならぬ。かゝる態度を持することが、即ち學問を怠らず新知識を求むることになるのである。註釋にも云へる如く、「學校を出づれば書を抛て復た繙かず次第に地位を得るに従て次第に放逸に流るゝ」が如きは、最も戒むべきところである。學校を出て一定の職業に就くと、書物を見る暇などはないと云ふことは、屢々聞かされることであるが、しかし、いくら忙しいと云つても、書物を見る餘暇を全然持たぬ人はあり得ないと、私

は考へてゐる。要するに、それは各人の心構の如何に因るものである。學問的態度を有するならば、必ずや書籍に親しむ時間を見出し得べきである。而して、各人がかゝる態度を有することが、やがて又、各人の徳性の向上ともなるのであつて、結局に於ては、それは又各人の教養の向上と云ふことになり、社會の發展、文化の向上、國家の進歩發達を招來することゝもなるのである。

要するに、獨立自尊の人たるには、學問を怠らざることが最も肝要であり、學問を怠らざることが又、徳性を養ふ所以ともなるものであると、私は信じてゐるのである。

十三 一家より數家次第に相集りて社會の組織を成す健全なる社會の基は一人一家の獨立自尊に在りと知る可し

我國は家族制度の國であることは申すまでもない。従つて社會の單位は家であるが、其家を構成するものは個人である。従つて、家の構成員たる者の素質



如何は、直ちに社會又延いては國家の實質に影響を及ぼさざるを得ない。故に、我國民の一人一人が完全なる獨立自尊の人たることは、健全なる社會を現出すると共に、又健全なる國家を成さしむる所以である。換言すれば、各人が獨立自尊の精神に則り、自己の人格を尊重すると共に、他人の人格をも尊重し、以て社會人としての責務を全うするに於ては、我家族制度の基礎は彌々強固となるべく、從つて、そこに獨立自尊的社會又は國家が現出することになるのである。近時自主獨往と云ふやうな言葉が使用せられ、我國の立場乃至方針を説明されてをるが、所謂自主獨往と云ふことは、私の見解を以てすれば、獨立自尊の觀念と少しも異るところはないと信じてゐる。何も特に現在に限つたことではない、常に國家は獨立自尊の基礎の上に立つべきものであると、私は深く信じてをるのである。之既に私は獨立自尊と云ふことが、單に個人相互間の問題のみならず、團體又は國家相互間の關係をも規律する原則であることを強調し

た所以である。

要するに社會乃至國家の獨立自尊は、之を構成する各個人の獨立自尊に在るのであるから、各人が獨立自尊の人たるべく、常に萬全の努力を怠らぬことが最も肝要なることを、本條は示してをるものと云はねばならぬ。

十四 社會共存の道は人々自ら權利を護り幸福を求むると同時に他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯すことなく以て自他の獨立自尊を傷けざるに在り

本條は修身要領中に於て、最も重要にして注目せらるべきものであると考へる。私が獨立自尊と云ふことは、人格尊重の原理であると主張する根據も、其直接の基礎を本條に置くものであると云ふことが出来る。本條に依り獨立自尊が決して利己主義でもなく、獨善主義でもなく、「社會共存の道」であることは、何人も明白に了解し得る筈である。そこで、所謂「社會共存の道」、即ち共同生活の原理とは何であるか。註釋の説明するところに從へば、「吾人が自己の權利



を侵され幸福を害せられざらんことを欲せば先づ他人の權利を尊敬し其幸福を全からしむるの義務を盡すこと肝要なり即ち同類人間の生命財産自由名譽等を尊重して直接間接を問はず苟にも之を侵害することある可らず」と云ふことになるのである。自己の權利を侵害せられず、其幸福を妨害されぬことを欲すれば、他人の權利を尊重し其幸福を妨げざることが肝要であると云ふことは、畢竟社會の各人が相互に其人格を尊重すると云ふことになるのである。各人が相互に其人格を尊重することに依り、始めて生命・財産・自由・名譽等に關する保障の基底は全しと云ふことが出来る。先きにも一言せる如く、奴隸を認め財産の所有能力を絶対に否定するが如きは、到底健全なる社會の發展を期することが出来ぬところであるから、生命・自由・財産の安全を保障することは、健全なる社會現出の一大要件であると共に、共同生活上の不可缺の要件を爲すものである。獨立自尊の原理は、この一大要件又は不可缺の要件を規律するもの

であるから、共同生活の根本原則を規律する基本的原理を爲すものであると私は主張するのであつて、それが又同時に近代法律思想の根本原理とも一致するところであり、従つて又、獨立自尊が法律學と密接なる關係を有するものであると、私が確信するに至つた所以でもある。獨立自尊は之を法律的に見るならば、決して權利伸張の方面にのみ着眼するものではない。義務遵守の方面にも重點を置くものである。個人主義旺盛の時代に於ける權利本位の法律思想は、決して、獨立自尊的見解から妥當なりと云ふことを得ない。それと同時に又、デュギールの義務本位の反動的法律思想に對しても、獨立自尊の精神は全然一致するものと云ふことを得ない。それは「社會共存の道」、即ち共同生活の原理、更に他の言を以てすれば、社會本位的法律思想の精神と軌を一にするものと云ふことが出来る。之私が先きに獨立自尊を以て、社會本位主義のものであり、決して現代思想と背馳するものでもなく、却つて、人類生活の存在する限り、



永劫に存すべき一大原理なりと主張した所以である。

かくの如く、社會生活は人々の相互的人格尊重に依つて、始めて圓滿に行はるゝものであつて、之が眞の共同生活と云ふことを得べく、共存協力と稱し得るのである。従つて、獨立自尊の人はこの共同生活に對しては、深い理解を有するのみならず、獨立自尊の人にして、始めて眞の共同生活を爲し得るものであると云ふも過言ではない。然るに、我國民は一般的に共同生活と云ふことに對し、深い理解を有してゐるだらうか。現在の如き異常時に際し、特に共同生活の精神が強く要求せらるゝのであるが、屢々國民が更に共同生活と云ふことに對し一層の理解を要するとか、又はどうも共同生活に馴れぬとか云ふことを耳にするのは、甚だ遺憾のことである。私は特に現在に於て、獨立自尊の精神を一般の人々に徹底せしむるの要あることを痛感すると共に、徒に獨立自尊と云ふことに對し、非難の聲を向けることの無きに至るを、切望して已まぬ次第である。

である。

註釋はもと明治三十三年に公にされたものであるが、其當時の例として本條下に示されたものを、現在と比較して、之に多大の修正を施す必要があらうか。即ち、註釋に示されたところを見るに、「自己の權勢もしくは其他の優力を恃んで人の意思を曲げしめ又人を使役しながら相當の報酬を與へざるが如きも社會共存の道に背くものにして人身賣買蓄妾等の行爲は其最も甚だしきものなり」とされてゐる。右の例のうち、特に蓄妾の風習は今以て其跡を絶たぬ。實業界に相當の地位を占むる者にして、この方面に巨額を投ずる者、果して現在に於ては絶無であらうか。福澤先生はこの問題に付ては、機會ある毎に其非なるを痛撃して、以て一日も早くこの惡習が其姿を消すことを要望されてゐるのである。更に又註釋に於ては、「社會上の地位に高下あるに拘はらず人々の名譽品位を尊重し匹夫匹婦の貧賤に對しても尊大倨傲無禮なる言行を以て之を輕蔑し侮



辱して其感情を傷むるが如きことある可らず管に言語動作に於て然るのみならず著書新聞等に在ても相當の徳義を守りて人の名譽を傷け又その隱微を許くが如きは深く謹まざる可からず」と云はれてゐるが、之等の注意は最早吾々には必要な事柄であらうか。なほ曰く「人の恩誼に報ゆるの義務を怠り甚だしきは父母にも異らざる大恩を受けながら一身の利欲の爲めに之を捨て顧みず只法律の罪人とならざれば可なりとて所謂免れて耻なきもの」「汽車中の旅客が腰掛の上に横臥し又は荷物を安置して二三人前の席を塞ぐ新に來れる客人は坐す可き席なきに困却するも他人の苦痛は頓着するに足らずと云はぬ許りの顔色にて平氣なるもの」「後れて旅店に入りながら茶代の功力を以て先客の室を奪はんとするもの」等は即ち「共存の道に背くものなれば斷じて其不徳を咎めざるを得ず」とされてゐるが、かゝる又は之に類する反共同生活的行動に出づる者は、現在に於て絶無であらうか。又ありとするも、全般的に見て極僅少部分に

限られてゐるだらうか。「我國人は社會共存の道を重んずるの念に乏しきものにして直接に生命財産に關する事柄に就ては兎も角間接にして且つ微妙なる點に至ては特に其缺乏を感せるものなり、之が爲めに國の品位を卑くし他の侮を招く其損害の大なるは疑を容れず斯る世の有様なれば正義の觀念を鋭敏ならしむるは誠に目下の急務なりと知る可し」とは、現在に於ても大いに熟讀玩味すべき註釋の説明であると私は考へてゐる。

要するに、共同生活の觀念は人として必ず具有すべきものであつて、それが爲めには獨立自尊の原理を實踐躬行すべきである。かくの如く、獨立自尊と云ふことは社會生活乃至共同生活の基本原則であるから、單なる「方便的警句」では斷じてないことを、私はこゝに明白に宣言したのである。

十六 人は自から従事する所の業務に忠實ならざる可からず其大小輕重に論なく苟も責任を怠るものは獨立自尊の人に非ざるなり



本條は人の責任感の重要性を強調するものである。換言すれば義務觀念の重要なることを以て、獨立自尊の一要素とするものなることを、明かにしたものである。人は其職業の如何を問はず、苟も自己の従事する職業乃至仕事には全努力を之に傾注し、以て之を完全に遂行する心掛けがなくてはならぬ。之畢竟自己の責任感を全うする所以であつて、それは同時に又、其業務を完全に履行することゝもなるのである。若し自己の仕事の遂行上、不純の動機又は意思が混入するときは、それは眞面目に自己の職務を盡す者とは云へない。かゝる者の責任感乃至義務觀念は、之を疑はざるを得ないのである。例へば、學者たる者は専ら學問に専念すべきを以て第一とする。而して、其學問を爲すの態度は、學理の究明に在つて、他に存すべきではない。この研究的態度は他の如何なるものに依つても、左右し又は影響せらるべきものではないのである。自己の所信は斷然之を主張すべく、若し其誤りを發見したるときは速かに之を訂正すべきである。然るに、單に自己の名を知られんが爲めの研究、學問に携りつゝさまで研究も爲さず、却つて其地位を利用して、學問とは兩立し得ざる他の方面に關係し、忙がしく日を送るの徒輩は、決して眞の學者たり得るものではない。従つて、之等の人々は又、獨立自尊の人たり得ない者と云はねばならぬ。要するに、吾々は現在吾々が従事してをる職務を眞面目に、かつ全力を注いで遂行することが肝要である。之が即ち、獨立自尊の人たるの一要件ともなるのである。

十七 人に交るには信を以てす可し己れ人を信じて人も亦己れを信ず人々相信じて始めて自他の獨立自尊を實にするを得べし

吾々は集團生活を爲さざるを得ない。従つて、吾々は又他人との間に交渉關係が生ずるのである。換言すれば、それが社會生活と爲るのである。そこで、この交渉關係が圓滿に行はるゝことは、各自の幸福であると共に社會の利益で



あり、且又其發展の原動力ともなるのである。こゝに於てか、毎度繰返して申す通り、相互の人格尊重、即ち獨立自尊の觀念が不可缺の基底となつて現れるのであるが、この人格尊重が遺憾なく實行されるが爲めには、各自が相互に尊重せらるべき人格を具備するの必要がある。さもなくば、人格尊重は云ふべくして、行ひ難き空論と化するであらう。そこで、人格尊重を架空的觀念たらしめざるが爲めには、先づ以て各自の自己完成が、最も肝要のことゝなるのである。この自己完成の中樞をなすものは、即ち信の一字を以て盡きる。信は即ち懃である。「まこと」の人は社會生活上他人との交渉關係に於て、信用を得、従つて又、他人はかゝる人に對しては安んじて之に依據することが出来る。ここに人格尊重が具體化するの由であつて、こゝに又社會發展の確固たる基礎が實現するのである。本條はこの原理を示すものと、私は解してをるのである。吾の交渉關係は、信用と云ふ強固なる連鎖を以て結合されてをらねばならぬ。

而して、この信用が吾々社會生活の基礎たることは、社會生活の複雑化と共に一層大なるものがある。債權法の發達は將にこの信用を基底とするものである。商取引の發達も亦、この信用を度外視しては考へられない。かくの如く、法律生活に於ての信用は、極めて重大なる問題であるが、信用は單に吾人の法律生活ばかりの問題ではない。苟も社會生活が發展複雑化するに比例して、信用の重要性も亦倍加するのである。この意義に於て、獨立自尊の重要性も日を追うて切に感ぜらるゝものと云はねばならぬ。各人が總て人に信せらるゝに至ることは、結局他人を信用し得ることゝなるのである。説く所と行ふところが異なるやうなことがあつては、信用を得ることは到底不可能のみならず、かくては獨立自尊の人たり得ざるは固より當然のことである。岡野敬次郎博士に付て、嘗て令弟岡野昇博士が書かれたことがある。即ち「相手は遂に私〔昇博士〕の案に服した様子がありながら、壓迫を加へて來た。私も意地上讓歩出來なくな



つた、其時私は一身を賭して、随分猛烈に上官に反抗したが、結局私の案が採用されることになつた。其時私の得意愉快は、絶頂に上つた。後數日を経て、私は大得意で、之を兄〔敬次郎博士〕に報告した。兄は黙つて聞いて居たので、私も内心、兄も感心して居るなと思ひ、益々得意であつた。約一時間も聞いて居た兄は、漸く口を開いて、『議論をして勝つたとして駄目だよ、岡野が言ふなら其方が宜からうと言はれる様になつたら自慢しろ』と言ふた。私は其儘引下つて、『最初から議論なしに勝てる様な株になれるものではない』と思ふたが、時を経て考へて見ると、一は私の議論癖を戒めて呉れたのと、一には早く權威者になるやう勉強せよと、戒めて呉れたのだと、云ふ事に氣がついたのであつた。』  
(岡野敬次郎傳 四四二頁) 私はこの「岡野が言ふなら其方が宜からう」と云はれた岡野博士の言葉は、實に吾々の教訓として寸時も忘るべからざるものであると、常に考へてをるのである。蓋し、それは信用問題に付ての指針を與へられたものと考

へるからである。若し「あの人の云ふことなら」と人々が其人を信用するまでになれば、其人格は既に完成せられてをるものと云はねばならぬ。そこには議論もない、批判もない。たゞ信用と尊敬とが存するだけである。信用は一面に於て尊敬となる。この兩者は不可分の關係に在るものと私は信じてゐる。若し人々が總てかゝる絶大なる信用の保有者であれば、社會の秩序は維持せらるべく、其發展は期して疑ふべくもない。しかし、實際に於てかゝる社會はなかなか現出するものではない。さりとて、信用問題は社會生活上缺くべからざる重要事であるから、吾々はこの問題に對しては眞摯な態度で臨まねばならぬ。さうして、「あの人の云ふことなら」と云ふことを目標として、自己完成に努力すべきである。それが即ち獨立自尊の人たらしとする修養に外ならぬものであると、私は考へてをる。世の中には所謂頭腦明哲の人、才智に秀でたる人、世渡の術に天才的なる人等は、決して其數に於て乏しくはあるまい。しかし、之



等の者がその故を以て總て他人の信用を博してゐるか。かゝる者は僅少に過ぎないと思はれるのである。かのフランスの國士ミラボー (Mirabeau) は、其政治的識見と技倆とに於て、一世に傑出せる人物であり、従つて又、彼の崇拜者も随分あつたことは、人の周く知るところであるが、彼が其半生を放縱遊惰の生活に送つたことは、世の人の信用を失はしめたのであつた。かくて、彼をして「吾が壯年時代の放蕩は遂にフランスに禍を致すに至つた」と嘆せしめたことであるが、かゝる卓拔有爲の士すら信用なくんば、其實力を發揮することが出来ない次第である。

要は議論ではない。信用である。如何程名說卓論であつても、之を裏書する信用なくば、遂にそれも人の容れるところとはならない。換言すれば、知識のバックは信用である。近頃智育偏重が問題視せらるゝのは、このバックを缺く智育の不健全なることを指稱するのではあるまいか。

個人相互間の信用關係の重要なことは、右に説明した如くであるが、之は團體相互間、國家相互間に於ても亦、その趣を異にするものではない。

要之、個人相互間たると、將又國家相互間たるとを問はず、信用を保持することは、獨立自尊主義の具體化に於て、最大なる緊要事項と云はざるを得ない。

二十四 日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持するが爲めには生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘る可らず

個人相互が完全に獨立自尊の精神に則り行動するに於ては、こゝに理想的社會の現出を見るべきは、固より多言を要せざるところである。然るに、實際に於ては之を望むことは甚だ困難である。個人相互間に鬭争あり衝突あるは、吾の經驗するところである。人類の生活状態は平和状態であるべきか、將又鬭争状態であるべきかの問題は、こゝに直に解決し得る性質のものではないとしても、事實利害の衝突、感情の齟齬等に因つて、諸種の鬭争形態を生じたこと



は、歴史の明かに示したところである。吾々の生活状態がかくあればこそ、そこに獨立自尊の精神も必要とされるのである。社會秩序を調整する法律も必要となるのである。其他道德、禮儀等の規範も必要を感ぜらるゝのである。

右に説明したところは國家間に於ても亦同様である。従つて、國家間に於ても鬭争状態の發生は時として之を見ることになるのである。之國家間に於ける獨立自尊の關係が失はれた時であることは、既に一言した如くである。一國が他國の人格を尊重せず、濫に侵略的行動に出づるに於ては、被侵略國は自國家の存在の上から、かゝる行動は之を排撃するの必要あるべく、之に依つて自國の存在を完うし得るのである。かくの如く、自國の存在を完うするの行爲は、即ち自國家の人格を尊重するの行爲にして、従つて又、かゝる排撃的又は之に基く進撃的行爲は自尊的行爲たるべきは勿論である。而して、かゝる自尊的行爲は或は平和的方法、即ち外交手段等に依り行はるゝことあるべく、又鬭争行

爲に依つて行はるゝことがある。しかし乍ら、縱令不幸にして鬭争行爲に訴へたる場合と雖も、鬭争行爲なるが故に、如何なる行動も勝手次第に爲し得ると云ふものではない。若し然りとすれば、第三國に對し迷惑を及ぼすのみならず、交戰國たる相手國の人々にも不必要の程度にまで損害を加ふることにもならう。こゝに於て戰時國際法が嚴存するのであつて、鬭争状態に於ても亦、獨立自尊の精神が必要なることは既に説明した如くである。

さて、若し我國と他國家との間に不幸にして鬭争状態が惹起し、しかもそれが鬭争行爲にまで發展した場合に於ては、我國の獨立自尊の立場を擁護すべきは固より多言を要せざるところである。換言すれば、國家の存在を擁護して斷然外敵を排撃すべく、しかも其排撃行爲は戰時國際法に準據しつゝ、正々堂々たるべきものでなければならぬ。之即ち獨立自尊の行動にして、かゝる行動に依り、我國家の嚴然たる存在を維持することが出来るのである。而して、かゝ



る行動には我國民たる者其男女を問はず、老幼を區別せず、總て參加すべきのみならず、生命財産等總てを國に奉ずるは、國民としての義務と云はねばならぬ。國家の獨立自尊の行動に參加することは、即ち各人が獨立自尊の人たる所以であつて、又獨立自尊の命するところでもある。従つて、獨立自尊の精神は決して權利伸長の方面のみに存するものではなく、義務遵守の方面にも強く現れてをることを注意せねばならぬ。帝國憲法第二〇條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定されてをるが、之畢竟國民は其獨立自尊の立場に於ては、總て國家の存在を擁護すべきことを法律上に於ても明かにしたものである。我國に於て國民皆兵の制度が行はれたのはさまで古いことではない（明治五年十一月二十八日、全國皆兵の詔、之に件ふ告諭、明治六年一月十日公布徵兵令等參照）。而して、全國皆兵の制度に付ては當時議論あり、大村益次郎は遂にこの問題で其生命をさへ失つたやうな、事件まで惹起するに至つた始末であるが、國民皆兵と云ふことは國家の存在と云ふこと

から結局は當然に生み出される結果であつて、苟も國家の獨立自尊的關係の破壊せられたる場合には、之が正常の獨立自尊的關係を取戻すことは、其國家を構成する總ての者、即ち國民全體に課せられたる義務であらねばならぬ。本條は正にこの原理を明かにしたものと、私は考へるのである。

要之、個人たると團體たるとを問はず、人格尊重の立場に於て行動すべきは、個人的又團體的集團生活の根本原理たるは既に私の屢々主張して來たところであるが、この人格尊重の關係が破壊せられたるとき、之を正常の人格尊重關係に復歸せしむることに對し、全力を傾注すべきことは、之又人格尊重の一面であつて、従つて又、獨立自尊の一面を爲すものであり、この方面に於ては獨立自尊中に多量の「義務」觀念の包含せられてをることは注目し値するのみならず、看過すべからざるところである。

本條に於て説かれたるところは、其義務中最も大なるものである。而して、



この義務は國民が國家に服従すべき所謂公義務として、法律上も認めらるゝところであるが、それは本質上必しも法律上の義務のみに止るものではない。道徳上の義務たる性質をも有するものと見ることも出来るであらう。従つて、この點に於て國民が國家に對して負ふ誠實又は忠實の義務と其本質に於て異るところなかるべく、法律上の服従の義務は、或は誠實の義務を其一部と爲すものと云へぬであらうか。イギリス法に於ては、所謂 allegiance と云ふことが、國民の法律上の義務として認められる。即ち之は國民の各々が國王に對し負ふ自然的法律的服従 (natural and legal obedience) を意味するものであつて、それは國王が國民に與へる保護と交換的に (in exchange for) 負擔するものであるとされるのである。而して、この服従の義務の内容は、眞實と誠實であるとも云はれてゐる。

國家的團體生活に於て、其構成員が國家との間に人格尊重の立場にある以上、國家に對して眞實と誠實の態度を以て臨まねばならぬことは當然であつて、之は即ち單に法律圈内の服従の義務たるのみならず、道徳的見地よりするも亦一つの義務たるものと、私は考へてゐるのである。

右説明せる如き次第であるから、獨立自尊の精神は服従の義務を闕缺するものであるとする非難は、到底首肯し難いところであると共に、獨立自尊は社會本位的のものであることを、重ねてこゝに強調したのである。

二十六 地球上立國の數少なからずして各その宗教言語習俗を殊にすと雖も其國人は等しく是れ同類の人間なれば之と交るには苟も輕重厚薄の別ある可らず獨り自から尊大にして他國人を蔑視するは獨立自尊の旨に反するものなり

本條も亦修身要領中、特に注目すべきものであると考へる。私が獨立自尊は單に個人相互間の社會生活の根本原則を規律するに止らず、團體又は國家相互間の共存原則をも規律するものであると主張する根據は、正に本條に在りと云



はねばならぬ。團體又は國家も個人と同様に決して孤立的存在を許さるべきではない。それは又集團生活を營まねばならぬのである。果して然らば、團體又は國家は各自的及び相互的人格尊重の關係を保持するに非ずんば、團體的又は國家的集團生活の圓滿と發展とを期し難きことは、固より多言を要せざるところであらう。各國家は其位置を異にする結果、氣候、風俗、又は思想等種々なる點に於て異るところがあるは、寧ろ當然のこと、云はねばならぬ。然るに、文化の發展に伴ひ之等國家間の關係は、日を追うて其密度を加へつゝあることは、吾々の周く知るところである。従つて、國家相互間の關係は益々複雑化の一途を辿るのみであるから、各國家は相互に其國狀乃至國民思想を完全に理解することが最も必要であり、かくすることにより、相互的人格尊重の基礎が強固となるのである。相互的人格尊重の基礎が強固となれば、そこに共存協力の實を擧げることが出来る譯で、共存協力が圓滿に行はるゝに於ては、共存共榮

の成果は期して疑はざるところである。而して、各國家は各自其發展を目的と爲すは固よりであるが、しかし乍ら、自己の發展のみを事とするときは、恰も個人の場合の利己主義と毫も異るところがなく、それは獨立自尊の精神に反するものなることは多言を要せぬところである。故に、各國家は自己の發展と共に、他國家の發展と云ふことを考慮に入れなければならぬ。それは畢竟人類全體の發展を意味するものであり、人類文化の向上と云ふことにもなるのである。かくの如く、國家間に於ける人格尊重、即ち獨立自尊の精神は、世界人類の進歩發展の基調とも云ふべきものであるが、それが爲めには、各國家を構成する國民の各自が、獨立自尊の精神を具備することが必要である。故に獨立自尊の精神は、國內的關係に於ても將又國際的關係に於ても、不可缺の要素を爲すものと云はざるを得ない。従つて、一國民が他國民に對する言語行動の如きは、最も慎重を要するところであつて、註釋にも云へるが如く「未開人が濫りに自國



を尊重するの偏見に溺れ他國人を輕侮し蔑如するを以て愛國の行爲と心得他を號して戎狄と云ひ蠻夷と稱し漫に之を凌辱して自から快と爲すの風あるは頗る傲慢無禮の行爲にして獨立自尊の人に在りては大いに謹む可き所なり」とされるのである。獨立自尊の人は他國人を蔑視することなきのみならず、濫りに感情的好惡の態度を持すべきではないと共に、追從的若しくは畏敬的振舞のあるべからざるは固よりであり、相手方の人格を尊重しつゝ正義的行動を採らねばならぬ。即ち、註釋の言に従へば、「彼我の間に牆壁を設けず階段を造らず常に彼我等しく同類の人間なるを忘るゝこと」無きを以て、最も肝要なるものとせらるゝのである。各國民がかゝる態度を以て互に相接觸するに於ては、國家間の關係も亦當然に圓滿にして、註釋に所謂「四海一家五族兄弟の交際は」「始めて行はる可きもの」であつて、こゝに各國間に一大家族的精神を醸成し得るのである。註釋に於ては「不幸にして各國の間正義の争より竟に不和の端を啓き

干戈を執て相見るに至ることあり……此の如きは非常の例にして以て平和の交際を律するに足らず平時の交際は彼我互に敬重して苟も侮慢の行爲ある可らず」と説明されてゐるが、平時たると戦時たるとを問はず、獨立自尊の精神は瞬時も缺く可からざるところであることは、私の既に主張して來たところである。従つて、國家間に戦争状態を惹起したる場合に於ても、之等國家の國民の間に於て、私的危害を加ふるが如き行爲は、固より許さるべきところではない。要之、國家の共存共榮は即ち人類文化の向上發展と云ふことになるのであつて、之が爲めに國家間の關係を規律する大原則は、即ち獨立自尊の精神たるべきことは、私の信じて疑はざるところである。

最後に本條の註釋の終りに説明せられたところは、今日に於てもなほ熟讀玩味すべきものがあるやうに思はるゝから、こゝに引用して置きたい。即ち、曰く、「我國に在ては天草の亂後海外諸國の交通を謝絶し久しく隔離孤立を以て



國是と爲したるが爲め輒もすれば偏狹なる排外思想を以て愛國の思想と誤解し外國人に向て惡口罵詈の非行を爲して憚からざるものなきに非ず斯の如きは獨り獨立自尊の本旨に反するのみならず國家に對し社會人類に對して大なる罪惡を犯すものなり隣邦なる支那の如き倨傲尊大漫に他を侮蔑するの結果として屢々他の掣肘討伐を蒙り國家危急に瀕するに至れるは畢竟本文の趣旨を知らざるの罪なり豈戒めざる可けんや」。

二十八 人の世に生るゝ智愚強弱の差なきを得ず知強の數を増し愚弱の數を減するは教育の力に在り教育は即ち人に獨立自尊の道を教へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり

本條は教育が社會生活上、必要缺くべからざるものなることを強調するものである。換言すれば、學問の必要なることを以て獨立自尊の一要素たることを示したものと、私は考へてをるのである。學問ある者の數が多ければ多き程、

社會乃至國家の健全なる發達を期し得べきである。而して、學問を授くるは教育の方法に依らざるべからざるが故に、教育制度は社會に對し、極めて重大なる役割を演ずるものなることは、今更こゝに述べるまでもない。而して、こゝに所謂學問ある者とは、決して學者と云ふが如き狹範圍を指稱するものではなく、一般の人々が知的標準に於て高きことを意味するものである。即ち、一般の人々の知識の向上と云ふことが、獨立自尊の精神の涵養に最も必要となるのである。相當の知的素養を有するに非れば、特に現在の如き複雑化されたる社會生活を理解し、其本來の方向を誤らず、社會成員の一人として其責務を完うすることは出來ない。人々が相當の教育あることは、即ち相當の知的教養を有することになるのである。この所謂知的教養こそは、人々が國內的生活を営む場合たと、將又國際的生活を営む場合たとを問はず、廣く人類生活に於て最も必要とせらるゝところである。換言すれば、相當なる知的教養あることが、



即ち獨立自尊の人たる所以なりとも云ひ得るのである。然るに、所謂高等の教育を受けたる者にして、往々反社會的行動を爲し、共同生活に對する理解の程も疑はしき徒輩のあるは、如何なる故であるか。單に斷片的の知識を有するのみにては、恰も紙屑籠の如きものである。種々なる片々たる知識が雜然混然として投げ棄てられてをるに過ぎぬ。かくては、如何に多くの知識片が存在するも、何の役にも立たぬ。こゝに於てか、教育に依つて得らるゝ知識は、社會の成員として健全なる共同生活を爲し得る爲めの基礎たらしめねばならぬ。それが直接的基礎たるや、將又間接的基礎たるものなるやは敢て問ふところではない。これ即ち「教育は即ち人に獨立自尊の道を教へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり」と云へる所以であらうと、私は解してゐるのである。

さて、教育の必要なることは右に述べた如くであるが、こゝに注意を要するところは、所謂教育とは學校教育のみを云ふものではない。家庭に於ける教育、

社會に於ける教育等を包含するものであるから、單に學校を卒業したるの一事を以て、教育ある人物、學問ある人物と云ふことを得ないのである。家庭に於ける教育は親たる者の責務である。其子女に對し常に獨立自尊の立場に於て指導すべきことに付ては、既に説明したところである。學校教育に於ても亦同様である。他日實社會に於て活動すべき有爲の人物を養成することに留意すべきは勿論であるから、苟も學校教育を受けたる者は、共同生活に付ては眞の適格を有し得る者でなければならぬ。即ち、獨立自尊の精神の涵養には、最も意を用ふべきところでなければならぬ。知識の單なる切賣と化し、之が爲め往々にして社會生活、共同生活の精神を缺如するが如き者を生じ易いのは、學校教育の如何にあるのではなからうかと思はれる。慶應義塾が其教育の基礎を獨立自尊に置いたことは、この點から見て教育の核心を衝いたものと云ふべく、私はこの點に對し絶大の敬意を表してをる次第であるが、庶幾くば義塾に學びたる



者は立派なる社會人としての、共同生活を營むと共に、一般の人々に對しても獨立自尊の精神の生きた實例を示されたい。社會教育は種々なる方法に依つて行はるゝが、就中爲政者の指導的態度が最も重要である。一般民衆をして其進むべき方法を教へ、自ら其範を示すことが必要である。樞要の地位に在る者が刑事裁判の被告人として、法廷に立つが如きは、縱令無罪の判決ありたる場合と雖も、一般民衆に對する影響は決してよいものではない。法律問題としては兎に角、道德問題としては、或は其責の大なるものがあるであらう。

要之、獨立自尊には教育が必要である。而して、教育に依り知的教養ある人物を得らるゝのである。従つて、獨立自尊の人は、又同時に教養ある人なりと云ふことが出来る。平常時に於ても各人は教養の豊かなるべきは勿論のことであるが、異常時に於ては特に教養の有無が顯著に現るゝものであるから、かゝる場合に於ては一層教養と云ふことを重視せらるべきである。

以上を以て修身要領中の主なる個條に對する私の考察を終る。之に依つて獨立自尊の如何なるものであるかを、紹介し得たと思ふのである。獨立自尊は個人及び團體の共存共榮の原則である。人類社會生活の中心的礎石である。しかし乍ら、結局は個人の自己完成と云ふ二點に集中する。個人にして眞に人格尊重の原理に基き、社會生活をなし得るならば、かゝる個人に依り構成せらるゝ團體に於ても亦、人格尊重の原理は遵守せらるべきは當然である。

福澤先生が獨立自尊の精神を強調せられて以來既に數十年、しかもなほ獨立自尊を強調し徹底せしむべき必要は、益々切實に感せらるゝ有様である。この秋に當り、徒に獨立自尊に對し非難し攻撃することを止め、福澤先生の主張を冷靜に觀察することが最も大切である。而して、先生の偉大なる人格と識見とを慕ひ義塾に集りたる者は、特にこの獨立自尊に付き正しき觀念を有せねばならぬ。そこで修身要領の最後の條下に於ては、次の如く結ばれてゐるのである。



即ち

二十九 吾黨の男女は自から此要領を服膺するのみならず廣く之を社會一般に及ぼし天下萬衆と共に相率ゐて最大幸福の域に進むを期するものなり

正しき獨立自尊の意義を知らしむることは、吾々の義務であると共に、獨立自尊に對する誤解を解消せしむることも亦、吾々の一大責務なりと云はねばならぬ。そこで、正しき獨立自尊の意義を知らしむるには、吾々自らこの精神に従ひ實行以て之を世に示すべきである。註釋に曰く「吾黨の男女は前來陳述の此修身要領即ち獨立自尊の主義を躬自ら實行するのみならず廣く世間の人にも教へ勸めて此主義の普及を謀り獨立自尊の道に依て得たる智徳體の發達即ち人の人たる品格を專有して孤立自負する事を爲さず天下萬衆と共に自他の品位を進めん事に従ひ拮据勉勵以て最大幸福の域に進むを期するものなり

「最大幸福の域とは如何なる有様を指すやと云ふに人々勝手に自分の思ふ所を爲して自他の妨げに成らざるのみか寧ろ自他の利益快樂を増すと云ふ社會の状況是れなり」とある。

私は獨立自尊が人類生活の基本原則たることを重ねてこゝに宣言すると共に、この基本原則を遵守することに依り、所謂「最大幸福の域」、即ち人類生活の健全性と發展性とを現出せしむべきことが、吾々人類に課せられたる一大責務なることを確信する者である。

## 五

獨立自尊が何を意味するかに付ては、福澤先生の書かれたものを出來得る限り多く讀まねばならぬ。しかし、其うちでも修身要領は、最少限度の必要である。ところが、世間で獨立自尊に對し或は非難し、或は反對する者のうちには、修身要領をさへ讀まぬのではないかと思はれる者があるやうである。獨立自尊



を自己の勝手に解釋して、之を不當な觀念又は主義であるかの如くに攻撃することは、抑も其出發點を誤つてをるのだから、之等の者の非難攻撃は、自己の誤解に基くものであると云はねばならぬ。獨立自尊は、決して獨立・自尊と切離して觀念すべきではない。どこまでも、獨立自尊と云ふ一つの觀念として、理解せらるべきものであると私は考へてゐるのである。

修身要領は右にも一言したる如く、苟も獨立自尊に付き論じようとする者の、必ず讀まねばならぬものであるが、それは明治三十三年二月紀元の佳節に當り脱稿したものであつて、それには次の如く述べられてゐる(慶應義塾學報二五號一明、治三十三年三月號一頁)即ち、

「文明日新の修身處世法は如何なる主義に依り如何なる方向に進む可きやとは今の青年學生の大に惑ふ所にして先輩に對して屢々質問を起すものあり福澤先生これに答ふる爲めにとて生等に囑して文案を草せしむ即ち先生平素の言行に基き其大意を述べて先生の閱覽を乞ひ之を修身要領と名け學生に示すこと左の如し

明治三十三年二月紀元節

慶應義塾社中某々誌

修身要領は共同生活乃至社會生活の、根本原則に付ての概略的敘述であると、私は考へてゐる。しかも、それは一般の人々に對し理解し易からしむる爲め、能ふ限り平明な文字で綴られてゐるのである。従つて、當時の識者から、要領は極めて幼稚のものであり、又初歩の道德を説いたものに過ぎないと解され、さては、『修身要領』は寧ろ鑿するものに食を強ゆる也。吾人は其の結果の却つて世の腐敗を助成するあらむを恐るゝ也」とも云はれたのである(補編刷半全集、第五卷七〇二頁)。しかし、要領は之を熟讀玩味することに依り、そこに極めて深い意義を認め得るものであつて、なほ現在の思想にも決して反するものではないと、私は思つてをるのである。故に、之を以て初歩の道德の説明と云はんより、寧ろ社會生活上の最少限度の道德律とも云ふべきものであると考へらるゝのである。従つて、要領二十九ヶ條は或は人の既に心得てをるところかも知れぬが、之を完全に實行し得る者は何程あるか。極めて疑はしい次第である。要領二十九ヶ條の



定むるところは、之を實行と分離しては何等の價值もないこと、なるのであつて、そこに要領の特徴があるものと云ひ得べく、この故に要領は決して「鑿けるものに食を強ゆる」性質のものではなく、又「其結果の却つて世の腐敗を助成する」ものありとは考へられぬところである。

福澤先生は明治三十一年九月二十六日午後、突如として腦溢血の爲め臥床せられ、一時は危篤の症狀をさへ呈するに至つたのであるが、後次第に快方に向はれ、遂に十二月十二日には芝、紅葉館に同窓會を開いて、都下の門下生は先生の回復を歡喜したのであつた。かくて、日と共に先生の健康は元の状態に復して行つたのであるが、この大患後は著作の筆を絶たれたのであつた。しかし、先生は之が爲め最早自己の抱懐せるところを、全く世に發表しなかつたと云ふのではない。時事新報上婦人論等の問題を鼓吹せしめられたのであつたが、先生御病氣回復後、當時の道德頹廢の有様を見られ、之を救濟する目的を以て、

小幡篤次郎、福澤一太郎、鎌田榮吉、門野幾之進、石河幹明の五氏をして、修身要領の草案を作らしめたのであつた。時に明治三十二年の暮のことである。後に至り、山口縣長府にをつた、日原昌造氏も草案作成の協議に加はることゝなつたのであるが、之等の人々の手に依つて、遂に「修身要領」は出來上つたのである。而して、起草の基礎は先生が平素主張し實行せられたる言行なることは申すまでもないが、之を簡明なる文字に依り表示するには、如何なる字句が適當なるかの問題があつたのである。そこで、之を獨立自尊の四字に纏めたのは、小幡氏の提案である。而して、先生が獨立自尊を一つの熟字として用ひられたことは、これ以前に絶無ではなかつたとしても、餘り多くはなかつたのである。従つて、修身要領に依り「獨立自尊」の四字が、先生從來の言行を表示する確定語と爲つたものと見て差支ないと思ふのである。(石河幹明氏著、福澤篤吉傳、第四卷、一七二頁、三一五頁、三一六頁)而して、修身要領は「決して新規に考へ出して珍らしさうに拵へたもので



は」なく、「福澤先生が多年の間度々此演説堂で御話になりました事」、「著述の上に屢々現はれました事」、「新聞紙に掲げてありました事を段々に選り分けまして、斯う云ふ事であらうと云ふので」拵へたものである（小幡清次郎氏「修身要領」の由来「報知」第二五號五頁）。換言すれば、先生が從來主張せられ、自ら實行せられたところの結論であると見ることが出来る。即ち、先生が演説に、著作に、又新聞紙上の論説に、其意見を數多く發表せられたのであるが、それは結局修身要領の二十九ヶ條に姿を變へて再現したのである。

かくの如く修身要領は、それが福澤先生の實行の結果であると云ふところに、特に大なる價值を認めねばならぬ。要領の發表せらるゝや、之に對し種々の批判が行はれたのであるが、それが先生の實行と結合してをることを度外視して、爲されたるものであつたなら、かゝる批判は決して正鵠を得たものと云ふことを得ないであらう。この點に付き樗牛の言は大いに注目せらるべきだと考へる。

勿論要領に對する樗牛の考へと私の考へとは多少相違するところはあるにしても、其着眼點は、吾々として大いに注目しなければならぬ。依つて、彼の言を左に示して置く（増補樗牛全集 第五卷七〇三頁）。

「福澤翁の『修身要領』には感服し難き點あれども、是の要領二十九箇條が、福澤論吉氏の性行を代表せる點は、實に感服の外なし。

今の世に理窟家はあれども實行家は乏し。論語が孔子其人の性行なればこそ活ける力もあれ、ただの理窟としては誰にても言ひ得る事也。道德の感化は其人にありて、其言にあらざるとは、こゝ等の道理を言へる也。

吾人は是の點より見て、所謂三田學風なるものが、人物養成の上に於て偉大なる効果を有せしことの、如何にも尤もなるを認むる也。『修身要領』は、道德上よりは餘り褒めたるものに非ざれども、そが福澤氏其人の人物に依りて代表せらるゝ上に於て、遊説などの場合に少からざる便宜あるべく、又實際感化力の大なるものあるべし。世には道德上より『修身要領』を否認する人はあれども、其れと反對の倫理説を性格の中に實現せる人物なし。斯かる人物無き間は、反對説の實際の効果は果して如何なるべき、頗る残念なる事共と謂ふべし。



されば『修身要領』を否認せる人は、實に其言論に於てのみならず、其人物に於ても是れを否認せざるべからず」。

先生はこの修身要領の發表せられたる翌年、即ち明治三十四年二月三日に逝去されてゐる。要領の草稿が出来上つて、一年経たぬうちに、最早先生はこの世の人ではなかつたのである。故に、修身要領は一面に於て先生生涯の言行の結論であると共に、他面に於ては吾々に對する遺言でもある。而して、修身要領二十九ヶ條を更に簡明に表現すれば、獨立自尊の四字に盡きるのであるから、獨立自尊は又先生一生の主張の結語たると共に、遺言でもある。獨立自尊の性質をかく解するときには、之を以て一片の警句などと評し去るが如き氣持には到底なれぬと共に、かゝる批評が如何にも輕率であるものと斷せざるを得ないのである。

かくして、修身要領が脱稿されたのであるが、明治三十三年一月十七日午後

四時、先生は其内披露として、起草委員を始め、義塾の教師學生數名を三田の本邸に招かれ、修身要領の原稿を示されたのであつた。そこで、鎌田塾長は其全文を朗讀し、二十九ヶ條よりなるこの修身要領を、逐條的に説明し、更に小幡副社頭は修身要領編纂の旨趣並に經過を述べ、門野教頭も要領の特色と精神の存するところを説明したのである。之が終つて一同晚餐の饗應に預つたのであるが、食後に於て要領に對する批判並に實際適用に關する討論、當時の思想界の評論等があつて、結局同年二月二十四日第四土曜三田演說會に於て、之を發表することゝし、單に學生のみならず、廣く天下に紹介して、着々其實行に移ることゝなつたのである(學報第三五號八二頁)。洵に其意氣や壯なりと云はねばならぬ。由之觀之、當時福澤先生始め義塾の當局者達が、如何に眞劍の態度を以て、この修身要領を天下に示し、以て一般人々に對し、其社會人として世に處すべき覺悟を明確ならしめんと努力されたかは、洵に敬服に堪へぬものがあるのである。



この意味に於て、修身要領は、縱令世間一般の人々に對し教示せられたるものとは云へ、之を以て塾典として、特に義塾社中の者は、之に背くが如き行爲なく、獨立自尊の眞の姿を、現實に世の人々に示すことに努力すべきであると信するのである。紀元節は申すまでもなく、我國民全體が心から建國の基礎の彌が上にも強固なれと祈る、悦と希望に滿ちたる嚴肅なる日であるが、吾々義塾社中の者には、この比類なきよき日は、更に今一つの心からなる悦と、不屈の意思力とを沸立たせる日でもある。それは云ふまでもなく、修身要領が始めて世に出た日なるが故である。このことは、義塾社中の者には特に忘るべからざる、大なる事實であるが、日々義塾に學ぶ學生達は、この重大事實をよく承知してゐるだらうか。當局者は義塾の基礎を爲すとも云へるこの事實を、學生の腦裏に深く印象附ける爲め、親切丁寧の努力をして來たのであらうか。

さて、修身要領發表演說會は、既に一言せる如く、明治三十三年二月二十四

日三田演說會第四百四回例會に於て行はれ、福澤先生も同日午後六時より臨席されたのであつたが、この發表式には、小幡篤次郎、鎌田榮吉、門野幾之進、福澤一太郎、福澤捨次郎、石河幹明、北川禮弼等の諸氏を始め、義塾教職員學生來會者無慮五百有餘名、後れて場内に入るを得ざりし者亦少なからずと云ふ盛況であつた。この發表會に於ては來會の學生に修身要領一部宛を頒與したのであつたが、小幡副社頭は修身要領起草の顛末(修身要領の由來、學、報第二五號五頁以下)、鎌田塾長は其逐條的説明(修身要領の略解、學、報第二五號八頁以下)、更に門野教頭は要領の序文に記せる徳教は人文の進化と共に變化すると云ふことに付き論じ(修身要領發表演說、學、報第二五號二四頁以下)、最後に福澤一太郎氏は修身要領の基礎たる獨立自尊に付き(修身要領に就て、學、報第二六號一頁以下)各々熱心に陳述せられたのであつた(學報第二五號八、三頁一八三頁)。

かくして、修身要領は福澤先生を始め義塾當局者のいとも強固なる決意と、筆紙に盡し得ざる眞摯の態度を以て、世に公にせられたのである。こゝに於て、



要領の主旨と精神とを徹底せしむる爲め、義塾同志者は各地に要領の講演會を開催したのであるが、かくも眞劍なる態度と熱心とを以て、要領精神の普及に努力したことは、唯々敬服の外ないと云はねばならぬ。而して、各地講演の費用は先生が大患前の著たる「女大學評論」の収益數千圓を以て之に充てたのであつて、「この金は一錢たりとも自分の身に着ける考はないから、差當りこれを地方の遊説費に充て一日も早く遊説に着手しよう」と云はれたのである(前掲福澤第四卷三二九頁)。之を以てしても、先生が修身要領の精神普及に如何に眞劍であられたかを知ることが出来ると思ふのである。私は以下慶應義塾學報に従ひ其有様を紹介したいと思ふ。學報第二七號(七)には次の如き記事がある。即ち

「我が慶應義塾が一たび修身要領を發表するや、腐敗せる社會も流石に其の惰眠より攪破せられて、贊否の聲天下に喧しく、各新聞雜誌上日として之が反響を耳にせざるはなし(新聞紙の論評に付ては前掲福澤下巻、澤藤吉傳、第四卷三二四頁以下)、義塾同志者は此機を外さず大に修身要領の精神を天下に講話唱道し、以て現今道德界の危機を

救済すると同時に、新社會に處する新道德の基礎を全國に確立せんが爲め、之が先發隊として福澤一太郎、北川禮弼、菅學應、小山完吾の四氏は去月十五日(即ち明治三十三年四月十五日)を以て東京を發し、信越地方數ヶ所に於て修身要領演說會を催はせり、今其の順路及び概況を述べんに、一行は同十六日を以て信州上田町に着し、笠原嘉次郎、黒澤鷹次郎二氏の周旋に依り同地神道事務局に演說會を開き、四氏順次に登壇して修身要領に關して各方面より解説、論議を試みしが、會場に充滿せし聴衆は何れも熱心靜肅に聽問し、深く其趣意を贊成せり、斯くして一行は翌十九日を以て長岡に着し、此處にも石塚豐作、野口孝治二氏の周旋に依り、同地劇場長盛座に演說會を開きしが非常の盛況なりき、夫より一行は同月二十日には三條町三條座に於て、二十一日には新潟市政改良座に於て、又廿三日には再び信州上諏訪岩村田に於て夫れく演說會を開きしが、到る處ろ聴衆會場に充滿し、極めて靜肅に聽問せり、殊に各地ともに婦人の傍聴者多かりしは、一に福澤先生の男女同權說之が因を爲せしものなるべし、一行は同廿六日松本より招聘せられたるも、都合ありて之を謝拒し、廿六日は上田に於ける清交俱樂部結會式に臨み、翌廿七日は上州前橋に於ける義塾同窓會に出席し、廿八日一同歸京せり、一行が諸所を巡回せる際、義塾同窓者は勿論到處の銀行員、會社員、官吏、教員等は懇親會を催はして一行を慰勞せしも、多くは世の流弊に鑑みて宴會の方法に改良を加へ、専ら清素を旨としたれば一行は爲めに大に満足を表せり」。



更に大阪に於ける慶應義塾關西同窓會は明治三十三年四月二十二日午後二時半より、大阪中之島大阪俱樂部に於て催されたのであつたが、東京からは小幡篤次郎、鎌田榮吉、門野幾之進の三氏も參加されたのである。而して、大阪、京都、滋賀、三重、愛知、岐阜、奈良、和歌山、兵庫、岡山等の諸府縣から同窓者續々參集し、其數百三十五名の多きに及んだと云ふことである。この席上に於ても亦、門野、鎌田、小幡の三氏は順次修身要領に關し説明せられたのであつた(學報第二七、號六八頁)。

かくて、小幡、鎌田、門野の三氏は、關西同窓會の歸途、四月二十四日濱松に立寄り、同所報徳座に於ても亦、修身要領演說會を開き、鎌田氏は修身要領の精神を詳述し、門野氏は日本道德の敗類せる状態を説き、修身要領は正にこの弊害を矯正するものなると共に、將來國民修身の指針たることを力説し、最後に小幡氏は修身要領發表の由來を説き、特に要領中の夫婦男女の關係に付き

説明し、福澤先生は徹頭徹尾言行一致の人なることを説いて、修身要領の空言ならざることを證明された。更に小幡、鎌田、門野の三氏は四月二十五日濱松を出發して、静岡に向ひ、こゝでも同市寶臺院に於て修身要領の演說會を開いたが、來聽者八百餘名であつたとのことである(學報第二七、號七〇頁)。

四月二十八日には午後一時より帝國ホテルに於て、交詢社第二十一回大會が開催せられたのであつたが、當日は福澤先生を始め出席者百二十名の多きに達した。この席上に於ても幹事小幡篤次郎氏は、修身要領に關して演說をしたのである(學報第二七、號七二頁)。

福澤一太郎、鎌田榮吉、北川禮弼、菅學應の四氏は五月六日茨城縣に向つて出發、先づ六日午後二時水戸市富菊亭に於て修身要領演說會を開催、聽衆五百名があつた。こゝでは北川氏先づ修身要領の主なる個條を説明すること一時間半、次に菅氏は獨立自尊の四字を説明し、更に福澤氏は我風俗改良の急務を説



き、最後に鎌田氏は修身要領の發表の由來より社會の風紀を嚴にする必要に論及されたのである。一行は翌七日太田町の淨光寺、八日は土浦町の眞龍寺に於て、夫々要領の講演を爲し、九日歸京したのであつた(學報第二八) (號七一頁)。

かく茨城縣下の遊説を終つた四氏は、息つく暇もなく、十二日午後六時には、はや東海道遊説の旅に上るべく、品川驛を出發したのである。そこで、この東海道遊説の概略を左に示して置かう(學報第二八) (號七二頁)。

五月十三日

豊橋町 悟眞寺にて開催、聴衆一、五〇〇名餘

菅 氏—修身要領逐條的解説

北川氏—獨立自尊の意義

福澤氏—日本男子の品行を痛論

鎌田氏—修身要領發表の由來より福澤先生はこの要領の實踐躬行者たることの説明

同月十四日

岡崎町 誓願寺

菅 氏—修身要領の簡單なる逐條的説明及び獨立自尊の意義

北川氏—獨立自尊の人たるには健康保持の必要を説き、健康保持と食物運動娛樂の方法との關係を説明す

福澤氏—徳川家康とアングロ・サクソン人の特性と類似する點を述べ獨立自尊の必要を説く

鎌田氏—修身要領は一々皆福澤先生の言行中より割出されたるものなれば、何人と雖も之を實踐躬行せんと欲すれば難きものに非る次第を説明す

同月十五日

西尾町 康全寺

四氏の講演殆んど前日に同じ

同月十六日

岐阜市 中學校雨天體操場 聴衆一、〇〇〇名餘、數千名の婦人も交る

四氏の講演の内容詳ならざれども、大體前日と大差なきものなるべし

同月十七日

大垣本町 縁覺寺

菅 氏—修身要領の大要、獨立自尊は百行の源なる所以を説く

北川氏—人間萬事攝生の大切な所以を説く

福澤氏—日本風俗敗類の状態、之が救済は老父の本願なる旨を説く

鎌田氏—福澤先生が唯一の修身道徳を教ふる適格者なりと斷じ、先生が修身要領を實踐躬行せる次第を説く



同月十八日 四日市 市役所樓上

同月十九日 桑名町 會議室

同月二十二日 名古屋市 商業會議所 聽衆七〇〇名餘

菅 氏―獨立自尊の主義を種々の點より説明す

北川氏―獨立自尊と服従の關係及び百般の德義は獨立自尊の精神と共に併進する所以を説明す

福澤氏―一夫一婦家族團樂は英米人種の世界に雄飛する所以等に付て論ず

鎌田氏―修身要領發表の由來より商業上信用の重んずべきを切論す

同月二十三日 熱田町 高等小學校

四氏の講演殆んど前日のものと同じ

同月二十四日 美濃養老公園 千歳樓

右二十四日の講演を終りとして、一行は漸く歸途についたが、途中靜浦に立寄り一兩日靜養の上、二十六日遂に歸京したのである。

以上私は修身要領講演會に付き、やゝ詳細に記述したのであるが、之等事實は福澤先生始め義塾當局者が如何に眞劍的態度を以て修身要領を發表し、之を

世間一般の人々に徹底せしめ、且つ之が實踐躬行に努力したかを立證するものなることを示さんとしたのである。吾々は之等事實を見て、洵に當時の義塾當局者達の意氣旺盛にして、其態度の極めて眞面目なる有様を、眼前に再現せしむることが出来るのである。而して、この嚴肅なる狀況は吾々が修身要領を解釋し、其正しき精神を會得する上に度外視することを得ないものと云はねばならぬ。かゝる眞劍味と絶大の努力とのうちに、呱呱の聲を擧げた修身要領、從つて又獨立自尊に對する吾々の態度も亦、自ら嚴肅にして眞摯なるものがなくてはならぬ。この點から觀察するも、獨立自尊を以て一片の警句となし、之に關する各地の講演會を、この警句を玩ぶお祭騒ぎだとは何人も云へない筈である。更に、修身要領に付て最も大切なる一事がある。それは明治三十三年五月十日、當時の皇太子殿下（後の大正天皇）御慶典を祝し奉るに當り、修身要領を獻納したるに、御嘉納あらせられたことである。之義塾が永久に記念すべき



無上の光榮であると共に、吾々の瞬時も忘るべからざるところである。そこで當時の模様を見るに次の如くである（石河幹明氏著、福澤諭吉傳、第四卷三三〇頁以下。なほ學報第二七號附録三頁、同二八號八四頁參照）。

皇太子殿下の御慶典に際しては、義塾に於ても奉祝の意を表することゝなつたが、「此度の御結婚は長くも一夫一婦の模範を臣民一般に示させたまふ未曾有の御盛典であるから、一夫一婦を人倫の大義なりと聲明せる「修身要領」を獻納して祝意を表する」ことゝなつたのである。

そこで小幡篤次郎氏が修身要領の全文を絹地に淨書し、表装は新田範次郎氏之を爲し、塾長鎌田榮吉氏が福澤先生を始め職員生徒千四百三名の總代として、明治三十三年五月十日午後一時東宮御所に伺候し、賀表と共に要領の巻物を奉呈したのである。

以上を以て、私は修身要領發表前後の状況を明かにしたのである。私は先きに要領の主なる個條を説明し、以て獨立自尊の意義を明かにしたるも、更に其

精神を誤解なく了解するが爲めには、其發表前後の状況は不可缺の要件を爲すものと信じたるが故である。

要するに、獨立自尊とは人格尊重の原理を表示するものであつて、この原理は人類生活の存在する限り、寸毫も變るべきものでないと私は確信してゐる。たゞ要領二十九ヶ條は、この原理の内容を簡明に指示されたものであるから、時勢の變遷に従つて、之を解釋する上に多少の補足は必要である。ところが、小幡氏は要領の由來を説明されて、「此度拵へたものも決して百年も千年も傳はらうとも、何とも思はない……、三十年四十年の後には、或は反古になるかも知れませぬ、道徳と云ふものは、是は變らなければならぬものと思ひますから、此も勿論萬世不易のものとは考へないのであります。吾々が斯んなものを拵へて、諸君の御覽に入れますから、能く御考を願ひたい」と云はれてゐるが（學報第三、五號七頁）、之に依ると、小幡氏は要領の永續性を否定されてをるやうに思はれる。



のである。しかし乍ら、道德の變化は私も之を是認するのであるが、人類生活の態様が現在のそれと根本的に變化せざる限り、人格尊重は不動の原理として永續するものと云はねばならぬ。而して、獨立自尊の目標は常にこの不動の原理に在るのであるから、獨立自尊も亦不變的性質を有するものであり、特にエッセンスだけを盛つた要領も、時勢の推移に従ひ多少の補足を必要とするところがあるとしても、其大綱に於て著しき變化を生すべきものとは思はれない。この意味に於て、私は要領にも亦永續性を認むる者である。従つて、要領が遂には反古に歸することがあるとは考へられぬところである。

## 六

福澤先生の言行をも研究せず、たゞ漫然と獨立自尊に對し自分勝手の解釋を下して、しかも獨立自尊を非難攻撃する徒輩には、先づ冷靜なる立場に返つて、

福澤先生の言行を研究することを切望するより外にない。義塾に學び、しかも福澤精神の異端者たる者を見て、それが獨立自尊であると誤信し、獨立自尊に對し非難攻撃する者には、かゝる異端者の言動は、決して獨立自尊の精神に副ふものでないことを極力立證して、其誤信を解消せしむべきであると共に、かかる誤信者に對しても亦、福澤先生の言行を直接研究することを切望するのである。而して、誤信の立證責任を有する者は、義塾に學び福澤精神を正確に理解したる者の總てとなければならぬ。勿論義塾に學ばざる者と雖も、苟も福澤精神をよく了解する者は、かゝる誤信を解消せしむることに努力して貰ひたいのであるが、義塾に學びたる者には之を解消せしむべき一層重大なる責任があると思ふのである。世間にかゝる誤信を生せしむるが如き言動は、最も慎まねばならぬところであることは固よりであるから、この意義に於て、義塾に學びたる者は、獨立自尊に付き深き理解を有すると共に、其一舉手一投足に付き、



極めて細心の注意を拂ふべきことを、私は特に希望して已まぬ次第である。

獨立自尊に對し之を漫然と攻撃するのではなく、之が非難攻撃を或は誌上には或は講演に公表する人々に對しては、吾々として一應其攻撃又は非難を検討して見なければならぬ。そこで、私も以下に於てこの種の非難攻撃に付き、聊か考察して見たいと思ふのである。

たゞこゝに一言注意して置きたいのは、獨立自尊の意義を理解するには、少くとも修身要領中に説かれてあるところを其基底とせねばならぬことである。換言すれば修身要領を無視しては、獨立自尊の意義は定まらぬのである。而して、修身要領の各條を理解するが爲めには、福澤先生の意思を十分に知ることである。即ち、福澤先生の意思を離れては、修身要領の意義は全然其基礎を失ふのである。この點要領二十九條の解釋は、法律の條文を解釋する場合と、頗る其趣を異にするところである。獨立自尊に自分勝手の解釋を下し、それを

前提として、修身要領中に説かれてゐることが、この前提に反するものであると非難するが如きは、既に獨立自尊の意義、従つて又福澤先生の意思を、汚瀆するの甚しきものなりと云はねばならぬ。更に前にも一言せる如く、修身要領を以て先生の遺言であると見る場合に於ては、遺言解釋の上からも、遺言者の意思を闡明ならしむることに萬全の努力を拂ふべく、従つて、修身要領の文言のみに止らず、之と結合する總ての状況並に之が解釋の資料と爲るべきものを參考とすべきは固より、遺言者の知識、經驗等所謂人的事情をも、十分考慮すべきであることは云ふまでもない。この故に、私は其一資料として前項に於て、要領發表前後の状況を描出したものであり、又要領解釋の重要な他の資料として、註釋を屢々引用した次第なのである。

## 七



一度修身要領が發表せらるゝや、間もなく之に對し正面から反對の聲を擧げられたのが、時の東京帝國大學文科大學長文學博士井上哲次郎氏であつた。即ち、井上博士は明治三十三年五月號の太陽誌上に、「道德主義としての獨立自尊」と題し、獨立自尊の不可なる所以を力説せられたのである。この反對論文は其後巽軒論文二集(明治三十四年四月富士山房發行)四九頁以下に「獨立自尊主義の道德を論ず」として収録せられてをり、別に「巽軒講話集初編」(明治三十五年三月博文館發行)八一頁以下に於て「道德主義としての自主獨立」と題する同主題の論文がある。私は井上博士がかゝる長文をもつて、獨立自尊を批判せられたる其熱心には感謝せざるを得ない者であるが、遺憾ながら、其論旨には敬服し難いのである。以下「巽軒論文二集」を主として、之に對する卑見を開陳することを許されたい。

井上博士の右反對論文が發表せらるゝや、義塾に於ても、林毅陸博士直ちに之を論駁せられ(學報第二八號二七頁以下「修身要領」に對する井上哲次郎氏の批評を讀む)、又氣賀定吉氏は「文學博士の非獨立自

尊論」なる一文を草して、之又其不當なるを主張されたのである(學報第二八號五八頁)。

そこで、私も井上博士の所説を漸次検討して行くのであるが、博士先づ曰く、

「獨立自尊を以て唯一の道德主義とすること果して當れりや否や、徳川時代の極端なる服従主義を矯正せんが爲めに獨立自尊を唱ふるは不可なりとせず、然れども今日にあつては然く極端なる服従主義は最早存せず、然らば尙ほ何か矯正せんとする、但し忠孝の教は依然として國民教育の骨子たり若し是れを以て極端なる服従主義の存續に過ぎずとせば、翁が獨立自尊を唱ふるの旨意亦解すべからずとせざるなり」(二集五頁)。

右の博士の所説を見て、私は其獨斷的主張に付き驚かざるを得ないのである。この獨斷的見解が博士所論の全體を流れてゐることが、遂に博士をして獨立自尊の眞の意義を了解せしめざるに至つた、大なる原因を爲してゐるのではないかと思ふのである。博士は何を根據として、福澤先生が「獨立自尊を以て唯一の道德主義」であると云はれたと斷定するのであるか。獨立自尊は人類社會生活に不可欠の原則なることを説かれたのであつて、之のみが唯一の道德主義で



あると主張されるのではない。従つて、この問題に付き、それが「果して當れりや否や」などと心配される必要は少しもない譯である。更に博士は獨立自尊は「服従主義を矯正」するの具であるかの如き口吻を漏してをらるゝが、それは私の既に詳しく説明したるが如く、人格尊重の原理であつて、服従主義を一般的に否定するものではない。しかし、服従主義が人格尊重に牴觸する範圍に於ては、かゝる不當の服従主義は、固より獨立自尊の認めざるところである。例へば、官尊民卑の陋習の結果、官僚の獨善主義、尊大主義と民衆の卑屈主義とが合致して、その間に醸し出される服従關係の如きは、到底獨立自尊の是認し得べきところではない。まさか井上博士でも、かゝる服従關係を洵に結構なものであるなどとは云はれまいと、私は考へるのである(二集五三)。

「忠孝の教は依然として國民教育の骨子」たることは、我國民の何人も承知してをる筈である。「是れを以て極端なる服従主義の存續に過ぎず」と考へる

者は無いと、私は信じてゐる。福澤先生がこの點に付き、特に異論を唱へらるるが如きことのあるべからざるは、先生の言行を少しでも注意してをる者なら、想像だになさざるところである。修身要領の冒頭に於て、「凡そ日本國に生々する臣民は男女老少を問はず、萬世一系の帝室を奉戴して其恩徳を仰がざるものある可らず此一事は滿天下何人も疑を容れざる所なり」と明記せられ、註釋に於ても「我帝室は萬世一系、開闢の初めより日本國土を統治し給ひ以て今日に至りしものにて將來に向て無窮に其寶祚を傳へさせらる可きは無論のことなり苟も帝國の臣民たるものは只その恩徳を仰ぎて各々その職分の命ずる所に従ひ一意忠節を盡すの一義あるのみ」と説明されてをるのを見ても明瞭である。ただ親に對して孝なるべきことは、固より多言を要せざるところであるが、從來は子女が親に對する孝道のみを力點を置き、親が子に對する道に付ては、之を等閑視した嫌がある。そこで註釋にも云へるが如く、「父母が娘を賣り夫が妻、



兄が妹を賣りて賤業を營ましむるが如き今日に於ても往々實際に見る所なれども古に於ては殊に甚だしく場合に依て大に其孝貞を稱賛したるは是れ亦芝居小説を見ても明白にして當時に在ては身體意思の自由など夢にも知らざりし證據として見る可きものなり」と説かれ、又要領第一〇條に於ては、「親子の愛は眞純の親愛にして之を傷けざるは一家幸福の基なり」とし、其註釋に於て、「眞純の親愛ある親子の間に於ては慈愛と孝行とは異名同物にして父母は其子女を慈愛し子女は其父母を孝養し所謂天真爛漫の慈愛孝養にして矯めず飾らず熙々雍々の際に親子の情義互に疏通し相勉勵し相扶助し以て一家團樂の樂を共有す可きなり然るに世の以て孝道となす所は左に非ず子女たるものは人を殺し財を盜むの他は唯父母の命に維れ従ふを孝と爲し父母の爲には意思も枉ぐ可し身體も辱む可し父母の意に適せざれば無罪の妻も放逐し最愛の子女も遠く可し、父母は我を生むものにして父母の意は即ち我が意なり我身は即ち父母の所有なりと

云ふに至りては人の徳性の一部分たる孝道の爲めに總ての部分をも犠牲にせよと云ふに異ならず是れ豈に孝の本旨ならんや父母は不慈の人となり子女は不徳の人たるを免れず余輩は父父たり子子たるを欲するものにして父父たらずして獨り子子たらんことを欲するものに非ず親子おのゝ其獨立自尊を重んじて慈愛と孝順と兩ながら世に並行せしめんと希ふものなり子女の孝順は固より其本分にして苟も己が獨立自尊を害せざる限り父母鞠育の恩を忘れざるは無論のことなれども從來の徳教は只子女に對して極端なる孝道を教ふるのみにして父母に對しては子女の意思の重す可きを説かず又其獨立の尊む可きを諭さざるが故に遂に卑屈曲從の教となりて父母の難義を救はん爲めには子女が其身體を奴隸に賣るも世に之を咎むるものなきのみか却て美談と爲すの極に至れり」と述べられてをるが、之は註釋のうち特に注目すべきところと考へてゐる。かくの如く、獨立自尊は親の子に對する道に付ては最も注意を爲すものであつて、この



方面に一般の人々の正當なる認識を要求するものである。この點に付ては、既に詳論したところであるから、今こゝに再述するの要はあるまい(本書二九頁以下要領第一條說明參照)。

井上博士は忠孝の教を以て「極端なる服従主義の存續に過ぎずとせば」、そこに福澤先生が獨立自尊を唱ふる旨趣を了解し得ないでもなからうと云はれ、獨立自尊主義の存在乃至生命は、この範圍に於てのみ認められるものとされるのである。之固より博士の皮肉であつて、忠孝の教は「極端なる服従主義」でないことは明かなる以上、従つて又、獨立自尊の存在餘地も無いことを肯定されようとするのである。しかし乍ら、獨立自尊主義の存在場所は、かゝる架空的前提に依つて設けられたる、空論的場所ではない。人類生活の根本状態、即ち人類相互の交渉關係と云ふところに、其存在が見出されるのである。従つて、折角の井上博士の皮肉も、遂には見當違の手前勝手な論とならざるを得ない。

獨立自尊の意義は、少くとも修身要領二十九條に依つて構成されるのであ

る。之を離れては、福澤先生の所謂獨立自尊の意義は解らない。然るに井上博士は、「獨立自尊とは抑々如何なることなるか」と自問せられ、之に對し自答して曰く、「個人が己れの權利を保全し、自由の發達を企圖し、他人の爲めに抑制せられざるを獨立自尊」となすとされるのである(三集五)。これでは、福澤先生の獨立自尊ではなく、井上博士の獨立自尊である。而して、之を基礎として獨立自尊を攻撃されるとすれば、それは、井上博士自身が自らの獨立自尊を攻撃せらるゝことゝなり、一人相撲を取つてをらるゝと云ふ奇觀を呈することにならう。

「個人が己れの權利を保全し、自由の發展を企圖する」ことは、それ自身決して不當のことではない。近代の法律生活に於て、個人の權利が確認されてゐる以上、之を保全することは、法律の一つの任務であると云はねばならぬ。若し一面に於て權利を認めながら、他面に於て其保全を否定するならば、それは



權利其者を否定することゝなるであらう。故に修身要領も其第一四條に於て、「權利を護る」ことの必要が説かれてゐるのは、既に説明したところである(本三九頁以下参照)。更に各人が其「自由の發展を企圖する」ことに付ても亦同様である。各人は固より社會の一構成員には相違ない。しかし其故を以て、各人の存在は全然社會に吸収されてしまふものではない。換言すれば、個人の存在は或る程度に於て之を認めねばならぬ。個人の存在を認むることは、個人の自由を尊重するに非れば、意義を爲さぬのである。この意味に於て「自由の發展を企圖する」ことは洵に正當であり、「自由の發展を企圖する」に非れば、社會の發展を企圖することは到底不可能なりと云はねばならぬ。之私が自由の保障は、近代法律思想の根底を爲すものであり、人類の集團生活乃至社會生活の、圓滿なる發達を促進するものであると主張する所以である(本書四頁)。要領第二二條に於ても「國あれば必ず政府あり政府は政令を行ひ軍備を設け一國の男女を保護して其身體

生命財産名譽自由を侵害せしめざるを任務と爲す是を以て國民は軍事に服し國費を負擔するの義務あり」と定め、自由の保障の必要なることが説かれてゐるのである。各人の自由を保障する以上は、其發展を企圖するに非れば無意味である。従つて、「個人が己れの權利を保全し、自由の發達を企圖する」ことは、決して獨立自尊の精神に反するものでないのみならず、却つて獨立自尊の一部を爲すものと云ひ得るのである。故に、この點に於ては井上博士の所説に對し、私は反對するものではない。ところが、井上博士は之に次いで「他人の爲めに抑制せられざるを獨立自尊となす」と云はれてゐるのである。この言葉が福澤先生の獨立自尊を、根底から破壊することになるのである。修身要領のどこに於て、「他人の爲めに抑制せられざるが獨立自尊」であると主張されてゐるであらうか。「一身の進退方向を他に依頼せずして自ら思慮判斷する智力」(要領第七條)、「自ら權利を護り幸福を求むると同時に他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯



すことなく」(要領第一四條)、と云ふやうな言葉から、他人の抑制を受けぬと云ふ意味を抽出されたのであらうか。若しさうだとすれば、それは決して正しいものでないことは、既に私の説明したところから明白であらう(本書二頁以下)。兎に角、井上博士が何を根據として、他人から抑制されないと云ふ觀念を、獨立自尊の内容とされたかを理解し得ないのである。自分の利益のみを主張し、我儘に振舞ひ、且つ他人から抑制されることなく、勝手次第の行動を爲すことが、獨立自尊であるとしたら、かゝる者は到底社會生活を爲し得ないことは多言を要しない。實際上に於ても、各人は決して一日でも、かゝる状態に於て生存することは不可能である。福澤先生が、かゝる人類生活に對する破壊的原理を提唱して、以て得々然としてをられたとは、普通一般の常識ある者なら、決して夢想だにしないところであらうと考へる。のみならず、「權利を保全し、自由の發達を企圖する」ことは、決して他人と無關係には爲し得ないことである。權利はそれ

が認められた目的に向つて、之を行使しなければならぬ。然らざる場合に於ては、所謂權利濫用の問題が起るのである。換言すれば、權利濫用の法理が認めらるゝことは、權利者は勝手氣儘に自己の權利を行使し得ないことを明瞭ならしむるものである。自由と云ふことも、元來相對的觀念である。各人が社會生活に必要なる、自己を中心としての活動範圍である。従つて、この活動範圍は法律上に於ても之を保障せらるべきであると共に、現に保障されてゐる譯である。他人を顧みず、自己の氣の向くまゝに行動することは、決して、自由ではない。それは、氣儘であり、勝手であり、我儘である。従つて、權利と云ふも、自由と云ふも、共に社會的制約を前提として成立し得る觀念である。だから、權利を保全し自由の發展を企圖することは、自ら他人の制約を受けることゝなるのであつて、權利を保全し自由の發展を企圖して、他人から抑制されぬと云ふことは、それ自體一種の矛盾であると云はねばならぬ。他人から全然制約を



受けぬのなら、權利も敢て必要ではなく、自由も之を云々する必要はない。故に、井上博士の理解される獨立自尊は、若し之を何人にも抑制されず勝手次第の行動を爲すことであるとせば、それは人類生活の否定であるから、前にも一言した如く、餘りにも非常識的のものである。更に又、權利を保全し自由の發展を企圖して、しかも他人から制約されぬものでありとせば、それ自體に於て既に矛盾せるものであることも亦、右に説明した如くである。然らば、權利を保全し、自由の發展を企圖し、しかも其範圍に於て他人から制約せられぬことでありとすれば、それは決して不當の觀念ではない。自己の權利を正當に行使し、正當に保全する上に於ては、濫りに他人が之を抑制し得べきではない。抑制せんと企てる人が却つて不當であつて、場合に依つては、權利侵害より種々なる法律問題を惹起することゝならう。又社會生活上必要とする自己中心の活動範圍も亦、同様に濫りに他人に依つて制約せらるべき性質のものではない。

この範圍を制約することは、却つて社會の發展を阻害すると共に、人類生活其者の基礎を破壊することゝなる。

要之、井上博士の獨立自尊は、たゞ最後の意味に於てのみ正當視せらるゝのであつて、それは福澤先生の獨立自尊の一面を表示するものとも云へる。しかし、若し右の意義以外のものを意味するとすれば、それは最早福澤先生の所謂獨立自尊と異なることゝなる譯である。

井上博士は更に論を進めて、獨立自尊主義を實行すれば服従の必要は毫も之なきに至るとせられ、かくては實社會の状態は之を許さずとし、其例として會社に入れば會頭若しくは社長又は社則あり、學校に入れば校長校則あり、吾々は之に服従しなければならぬし、更に又、大にしては、國には君主又は大統領あり、國法あり、吾々は臣民又は國民として之に服従しなければならぬとされ、吾々が服従せねばならぬ各種の場合を擧げてをらるゝ(三集五二頁)。この點に付ては



既に林博士も極力論駁せられてをるところであるが(學報第二八號、二九頁以下)、獨立自尊主義を以て服従の否定と解することは、最も重大なる誤解と云はねばならぬ。私も亦この點に關し詳論したところであるが(本體三、頁以下)、更に少しく考察して見たいと思ふ。井上博士と雖も、單に唯々諾々として何事によらず他人の命に服するが如きを以て、美德とは考へてをられまい。之博士が「如何なる害惡をも沈黙して之れを忍耐し、恰も奴隸の如くに服従し、毫も己れが權利の伸張を圖らざるは卑屈の然らしむる所にして、固より吾人の取らざる所なり」と云はれてをるのを見ても明かである(二集五、頁)。即ち、かゝる服従は眞の服従ではなく、盲従又は屈従であつて、其自己尊重の念を缺如するや甚しく、獨立自尊の主義から見れば、到底許容し得べからざるところである。そこで、井上博士は「己れが權利の侵害せられざる範圍に於て服従するは美德なり、服従は社會の安寧秩序を保持する。所以なればなり」とされるのである(二集五、頁)。洵に博士の言の通りである。權

利が侵害されてもなほ服従すべきであるとすれば、それは最早眞の服従ではない。權利を侵害してまでも服従を強制するとしたならば、最早社會の安寧秩序は破壊されたのである。かくの如く、服従は社會秩序保持の必要條件であるが(要領第一、二五條)、それは吾々が社會生活を爲す上に於て、其中心力に従ふことを意味するのである。大にしては國權に服従し、小にしては社則、校則に従ひ又は家憲に服するのも皆同様である。この服従關係が破壊せらるゝときは、吾々の共同生活は到底圓滑に行はれぬところであるが、しかし、この服従關係をして圓滿ならしむるがためには、そこに何等かの原則又は標準が必要となるのである。ただ徒に服従のみを説いて、實際上其服従をして圓滿に行はしむるの工夫を考察せざれば、それは單なる机上の空論であり、井上博士の所謂「實行し得べきもの」ではなくなるのである。いくら權利を侵害しない範圍だからと云つて、官吏が獨善的又は尊大的態度を以て民衆に命令したり、社長、校長であるからと



て、横柄な態度で社員、學生に臨んだり、親だからと云つて、無闇に子供に命令したりしては、果して眞の服従が期待されるであらうか。縦令表面上服従ありとするも、林博士の言の如く、「其服従たるや精神なき機械的の者」であり(學報第二八、號二九頁)、かくては、「道德をして生命なき形式とならしめ」るものである(同號三、號二九頁)。こゝに於てか、獨立自尊が其姿を現すのである。官吏が民衆に對する、社長、校長が社員又は學生に對する、親が子に對する、孰れも人格尊重の態度でなければならぬ。換言すれば、相當の禮儀も守らねばなるまい(要領第一、八條)、博愛の情も必要であらう(要領第一、九條)、眞純の親愛も缺くことを得まい(要領第一、〇條)。之が即ち獨立自尊なのである。従つて、獨立自尊では服従はあり得ないと主張せらるゝ井上博士の言に對しては、私は獨立自尊があつて、始めて眞の服従が實現するものであると答へたいのである。林博士も亦この點に關し、「即ち茲に獨立自尊の主義を唱道する所以にして、之を唱道するは敢て從順を無用視するに非ず、吾人は却

て之を以て眞正なる從順心を養成する所以の道と信するなり」(學報第二八、號三〇頁)とされてをること、大いに注目せらるべきところである。右の如き次第であるから、獨立自尊は服従關係それ自身に付て規律するのが、其本來の目的ではない。寧ろ其根源に遡つて、この服従關係の原動力、即ち共同生活乃至社會生活の基本的原則を提示するものである。従つて、修身要領中に於ても固より其主なるものに付ては相當論及してあるのであるが(第一條、第二、三條、第二五條)、服従關係を主として取扱つてゐないことを以て、獨立自尊が一顧の價もないやうに考へるのは、重大なる誤謬であると云はねばならぬ。

井上博士又曰く

「悪しき社會に於ては、必しも服従を要せざるは言ふまでも悪しからざる社會に於ては服従は一日も缺くべからざるなり、獨立自尊が果して唯一の道德主義となるものならば、人の一生を貫きて實行し得べきものならざるべからず、然るに服従なくしては社會は一日も立たず、社會の立つは、



服従あるが爲めなり、若し眞に獨立自尊を實行せんとせば、其人の自滅に歸するか、然らざれば社會の秩序を破壊するに至らざるを得ざるなり」(二集五)。

所謂「悪しき社會」「悪しからざる社會」とは如何なる社會を意味するか、甚だ漠然たる言葉であるが、悪しきにせよ悪しからざるにせよ、苟も社會たる以上、そこに中心力の存在することは、之を否定し得ない。而して、この中心力に全然服従し得ざる程度に悪しき社會なれば、最早社會として其實質的存在を失ふものである。若し、其程度に達せざる悪しき社會なれば、組織の改革とか、施設の改善等に依り、眞に服従し得べき健全なる中心力の基礎を強固にせねばならぬ。要するに、苟も社會として實質上成立してをる以上は、其中心力に對する服従關係は必然的に生ずべきものであると考へるが、獨立自尊主義を以てすれば、社會を自滅せしめ、其秩序を破壊せしむると爲すのが井上博士の見解である。洵に驚くべき見解と云はざるを得ない。かくては、獨立自尊主義は社

會の中心力解體の原動力たるべく、又社會秩序紊亂の原理たることゝならう。従つて又、獨立自尊の人は、林博士も云はれた通り「私慾を是れ求めて他人の利害を顧みざる我利我利亡者と爲」るべく、「獨立の國とは他國の權利幸福を蹂躪して顧みざる野蠻國」となる譯である(學報第二、八號三頁)。而して、獨立自尊の首唱者たる福澤先生は狂人に非ざれば、社會の安寧秩序を紊亂する犯罪者として處罰せらるべきことゝならう。餘りにも馬鹿々々しい話と云はざるを得ない。然らば、何故に獨立自尊の實行が、かくも思ひも寄らぬ結果を生ずるものと斷定せざるを得ないことゝなつたか。それは、井上博士が獨立自尊に對する解釋を、誤られた爲めであると云はざるを得ない。換言すれば、修身要領を殆んど無視して、自分勝手な内容を獨立自尊に附與した爲めである。要領第一五條に於ては、自力に依る復讐の許すべからざるを説き、かゝる必要ある場合には必ず「公明の手段を擇むべし」と爲すが如き、又第一七條に於ては、社會生活上信用の重要



性を説き(本書七頁以下)、第一九條に於て、博愛心の必要を述べ、其註釋に於ては「獨立自尊の人において己を愛するの情に鑑み己を損して他の疾苦を輕減し其福利を増進するの行爲を爲す可き」ものたることを強調し、一種の犠牲心が社會生活に必要缺くべからざることを明かにし、第二四條に於ては、日本國民は國家の爲めには、男女を問はず總て其生命財産を捧げて、以て國家の嚴然たる存在を擁護すべきことを教へ(本書五三頁以下)、更に第二五條に於て「國法を遵奉するは國民たるもの、義務なり單に之を遵奉するに止らず進んで其執行を幫助し社會の秩序安寧を維持するの義務あるものとす」と定め、吾々は社會秩序維持に付き、單に服従と云ふ如き消極的態度に止まらず、積極的に之が維持に努力すべき義務あることを明かにした。註釋に於ても「一法律の我利益に反するの故を以て氣儘に之を犯すときは我に利あるの法は亦他に利ならずして他の犯す所となり結局法律の効力は凡て消滅し社會は破壊に歸するの外なかる可し」。「法律は君主

一人の專斷に出で人民は毫も其制定に與からざるときと雖も尙ほ之を遵奉するの義務あるものとす況んや立憲政治の世、直接或は間接に人民自から法律の制定に參與するに於てをや自から法を作りながら自から之を毀つは獨立自尊の主旨に反するの甚だしきものと云ふ可し今日文明の法律は大概これに違反するもの、處罰を規定すれども獨立自尊の良民が法を守るは刑罰を恐るゝが故に非ず其善法たりと信ずる所のものは善果を收めんが爲めに之を遵奉し又その惡法なりと信ずる所のものも之を犯して法の神聖を傷くるの國家に大害あるを思ふが爲めに敢て犯すことなし刑罰を恐れて法を守るものは刑を免るゝの望みあるか或は之を免かれざるも刑を受くるの損害は法を破るの利益に比して輕しと信ずるときは之を犯して憚らず或は法を守るも單に其外形を裝うて其罪を避け法律の精神を守るの誠意なき人なり」。「國民たるものは單に自ら國法を守るに止らず進んで法律の執行を助け他をして之を守らしむるを努めざる可らず」。「甚し



きは犯罪者を庇保して法を免れしめんとするが如き何れも國民遵法の義務に反するものなり」などと説明されてをるのは、社會生活に於ける遵法心の極めて肝要なることを強調してをるのである。之等の點から見ても、修身要領が如何にして吾々は社會生活の安寧秩序を保持して、其發展を圖るべきかに付き説明してをることが解るであらう。井上博士は何故に之等の點を無視して、獨立自尊主義が社會を自滅させ、其秩序を破壊するものであると云はるゝのか。私には全く不可解である。井上博士は更に「獨立自尊が果して唯一の道德主義となるものならば、人の一生を貫きて實行し得べきものならざるべからず」とも云はれる。「唯一の道德主義」に付ては既に申述べたから、今改めて其不當を難する必要はないが、博士は獨立自尊主義が實行し得るものでなければならぬ旨を屢屢述べられてゐる。しかし、之も非常な不注意の言なりと云はねばならぬ。獨立自尊が實行し得べきものかどうかと云ふ問題は、少くとも福澤先生の獨立自

尊に付ては生じないのである。何となれば、それは修身要領が出来た由來を知つてをる人なら、何人と雖も承知してをる筈のことであるからである(本書七一頁以下参照)。換言すれば、福澤先生が現實に實行された言行がサム・アップされたのが修身要領二十九ヶ條であり、この二十九ヶ條を更に一つの言葉で表示したのが、獨立自尊であるからである。この事實あるにも拘らず、獨立自尊が實行し得べきものでないと主張されるに於ては、右事實を覆へすに足る證據を提出せねばならぬ。而して、かゝる證據の提出義務即ち立證責任は、主張者たる井上博士側に在るのであるから、私はたゞ右の大なる事實を示せば十分であると考へる。博士更に言を續けて曰く

「服従と云へば少しく語弊なきにあらず、吾人の服従と云ふは、隸屬の意味にあらず、即ち衆多と共同一致する恭順の徳をいふなり、換言すれば、公共的精神を云ふなり、若し絶對的の意味にて、獨立自尊を實行せば、道德は個人の身體及び生命を損傷する所に及ぶを得ず、果して然らば、獻身的事業



は、いかにして爲し得べしや、唯、道德は個人以上のものに關す、故に個人は之れが爲めに身體及び生命をも犠牲に供すべきことあり、即ちイエスの如く、ソクラテスの如く、身を殺して仁を成すものあるは、果して何の爲めぞ、深く思を致たさざるべけんや」(三集五)。

由之觀之、博士の所謂服従は公共的精神の意味だと云ふことであるが、公共的精神とは、共同生活の精神と云ふことになるのではなからうか。換言すれば、協力的精神とも云へるであらう。この所謂服従は、先きの社員が社則に服従し、學生が學則に服従する場合の服従とは、多少其意義が異つて來てをるやうである。即ち、單に命に服すと云ふ消極的なものよりも、公共の精神、協力の精神は遙かに積極的である。かうなると、所謂服従は社會生活の精神と云ふことも解し得られるであらうから、人類生活、社會生活の基本原則たる、獨立自尊と極めて近接してくる譯で、獨立自尊の精神と、所謂服従の精神とは、決して相反する精神ではなく、寧ろ殆んど同一の精神となるのである。かく觀察す

れば、獨立自尊に極力反對せらるゝ井上博士の見解が、不知不識のうちに、次第次第に獨立自尊に近附きつゝあることになり、結局其實質は獨立自尊と同一のことゝなつて、博士の反對論は、自然と「自滅」することゝなるのではあるまいか。博士は獨立自尊を絶對的の意味に於て實行すると、獻身的事業などは出來なくなる。「身體及び生命を犠牲」に供するやうなことも出來なくなる。云はれるが、之も獨立自尊を我利我利主義と誤認する結果に外ならぬ。獨立自尊が共存協力の精神であり、社會本位主義的性質を有するものなることは、既に私の屢々論述したところであるから、獨立自尊を絶對的にせよ相對的にせよ、之を實行するとしても、決して獻身的事業の否定とならざると共に、犠牲的精神を破滅せしむるものでもない。修身要領に於てもこの點に付き説かれてをると共に、それは單に「身體及び生命」のみに止らず、財産に付ても認められてゐる(第一九條、第二四條)。獨立自尊の實行者たる福澤先生自身に付て見るも、「義塾は政府筋



より一錢の補助を得たることなく、僅に塾友有志者の寄附金などにて貧乏ながらも今日に至るまで持續したり（前年宮内省より金一千圓を賜りたることあり）。慶應義塾果して國家の文明を益したることありとせば、其價は金ばかりに積りても二百萬圓を下らず。二百萬圓の金なくして二百萬圓の事を實行したる其辛苦は推察に難からざる可し。塾員中の長者は教授を引受けて大いに勞し、何かの必要に私金を投じて急を辨する等、凡そ四十年の其間塾に由て自から利したる者とは一人もなくして、却つて人の知らぬ所に辛苦したるのみ。老生の如きも現に其辛苦を嘗めたる一人にして、此大苦心者が外戦の時一萬圓ばかりの小額を獻金したりとて騒々しく褒賞などは却つて赤面の次第なり（この一萬圓獻金は明治二七、八年日清戦争の際のことである、之に付ては昭和十五年一月五日朝日朝刊記事参照）（石河氏著福澤諭吉傳第二卷五七七頁）と云はれてゐる。慶應義塾と云ふ教育機關を創立せられ、先生の一生を通じ、精神的及び財産的努力を、この育英

事業に傾注され、しかも其基礎が獨立自尊に在ることは、獨立自尊主義は以て獻身的事業を阻止妨害するものでありと云へるであらうか。尤も私立學校など獻身的事業のなかに加へるだけの價値がないとされるならば、又何をか云はんやである。更に先生が洋學者として明治維新の際、我國民の啓發指導に率先せられたるは、今更私のこゝに説明するまでもないことであるが、之が爲め先生の身邊には常に危険が迫つてゐたのである。而して、其危険は文久年間から維新以後明治六、七年頃まで、實に十二、三年間に亙るものである。しかも、先生を暗殺せんとした者のうちには、先生の再從弟に當る増田宋太郎あり、先生の供をして之に従つた、藤本箭山（先生の從弟）の從僕朝吹英二などがつたと云ふ有様であるから、先生の生命は將に風前の燈火にも似たるものがあつた。然るに、先生は依然として、我國民の啓發に努力せられ、外國文化の移入に力を注いだのである。而して、増田、朝吹の如きも、遂には其誤れるを悔り、共



に義塾に學ぶやうになつた。かくして、先生は身を以て國家の發展進歩に盡されたと云つて差支あるまい(先生身邊の危險に付ては、石河氏。前掲書第一卷六六一頁以下参照)。之を見ても、獨立自尊は決して犠牲精神の破壊原理なりと云ふことを得ない。

井上博士は道德の因つて起る所以を詳述せられ、結局「個人は絶対的の意味に於て獨立單行すること能はず、必ず社會と密着不離の關係なきを得ず、是に於てか道德てふものありて起る、道德は個人が社會に於ける關係上に淵源するものなり」とされてゐる(二集五。五頁)。之畢竟道德は人類の集團生活に其存在の基礎を有するものなることを説かるゝのであつて、正に博士の主張せらるゝ通りであるが、それは單に道德ばかりの問題ではない。社會的規範たる宗教、禮儀、法律等も亦等しく其存在の基礎は人類の集團生活、即ち社會生活にあることは變りはない。獨立自尊は吾々の社會生活上の基本原則たる以上、之又其存在の基礎は社會生活に在ること勿論である。

獨立自尊は人の精神的、物質的孰れの方面に於ても、行はるべきものなることは既に説明したところである(本書九頁)。身體的方面に付ても亦同様なることは、固より云ふまでもない。濫りに人の身體を束縛するが如きは、勿論獨立自尊の寸毫も許容し得ざるところなるのみならず、それは法律上に於ても亦許されざるところである(刑三三〇條。三三一條参照)。人の精神的、身體的、及び物質的方面、換言すれば、之等は人の個人的存在を構成するものであるが、この個人的存在を社會的關係に於て尊重すること、之が即ち人格尊重と云ふことになり、又獨立自尊と云ふことにもなるのである。従つて、獨立自尊主義から云へば、精神的方面たると、將又身體的方面たると、之を尊重する上に於ては兩者間に差等を設くべき理由はない。之等「兩者を對照して之を考ふれば精神の獨立自尊は、身體の獨立自尊よりは一層切要なり」(二集五。六頁)とは考へられない。精神的方面のみを尊重して身體的方面を無視することも、又身體的方面のみを尊重して精神的方面を



閉却することも、共に人格尊重の原理に反するものと云はねばならぬ。要するに、獨立自尊主義に於ては、個人を其社會的存在と云ふ觀點に於て尊重すべきことを重視するのであるから、人の精神の獨立とか身體の獨立とか云ふ問題は、獨立自尊の問題と、關聯はあるとしても、同一の問題ではない。獨立自尊は決して獨立と云ふ意味ではない。ところが、井上博士は「精神の獨立自尊」は絶對的の意味に於ては實行出來ないとし、「精神の個人的獨立をなさんと欲せば、一切の證典 authorities を己れが精神界より驅逐し去り、己れ自身の獨得の見解を以て唯一の證典となさざるべからず、苟も獨立自尊を以て道德主義とせば、必ず之れを終局まで論究して此に至らざるを得ざるなり」とされるのである(集註七)。例に依つて又、實行の能否が問題とされてをるやうであるが、實行問題に於ては既に論じたのであるから、幾度繰返しても同じことである。依つて、最早この問題に於ては以後論及しない。ところで、博士の説に従ふと、精神の

獨立自尊は一切の證典を退け、自己獨特の見解を築き上げることで、それが又、精神の個人的獨立であると云ふやうに解釋されるのである。「獨立自尊を以て道德主義とせば、必ず之を終局まで論究して此に至らざるを得ざるなり」とも云はれる。何故であらう。私には不幸にして其理由が解らない。井上博士の所謂獨立自尊ならいざ知らず、福澤先生の獨立自尊からは、之を「終局まで論究して」も、「此に至らざるを得」ないと申せない。右の博士の主張に於ても明かなる如く、博士はどうも「精神の獨立自尊」と「精神の個人的獨立」とを同意義に解してをらるゝやうである。しかし、獨立自尊は個人的獨立ではない。博士の個人的獨立は、右の説明では、何となく個人的孤立のやうな響を持つてゐる。それだからこそ、全然他の證典を驅逐して、自己自身の見解だけを證典とすべきだと云はるのである。しかし、かゝる態度では、凡そ學問と云ふことは出來ない筈である。他人の説を聞き、他人の研究を参考とし、そこに始めて自己の



説も生れ、ば、自己の研究も出来るのである。始めから全部之等を見捨て、自分の思ふがまゝの見解をたてたとしたら、それは恐らく無鐵砲な、極めて危険なる見解と爲らざるを得ない。これでは學問研究の態度とはならぬこと、學者である井上博士も十分承知されてをることであらう。精神の獨立自尊とは、こんな無鐵砲を意味するのではない。井上博士は獨立自尊を以て、或は獨立又は孤立と解せられ、人に關係なく自分だけでやる主義と自ら極め込んでをらるから、斯の如き言を敢てせらるゝのである。精神の獨立自尊は、個人相互間の精神的方面の尊重の問題である。己れ自身の獨得の見解を以て唯一の證典となす問題ではない。こゝでも、博士は獨立自尊を勝手に解釋した誹を免れない。

博士は獨立自尊主義の實行者としてニーチエを擧げてゐる。而して、「ニーチエ氏は極端の個人主義を唱へて之れを實行することを務めたり、然れども彼れ到底實行し得べからざることを實行せんとせり、故に遂に之れが爲めに精神病

に罹り、復た回復し得べからざるの身となれり」とも云つてゐる(七頁<sup>五</sup>)。私は今こゝでニーチエの思想と福澤先生の思想とを比較論述する積りはないが、右の博士の主張に依れば「獨立自尊主義」即ち「極端なる個人主義」と云ふことになるやうである。しかし乍ら、獨立自尊主義は極端なる個人主義に非るのみか、之と全く別異のものなることは、既に私が詳述したるところに依つて明らかであると信ずる。即ち獨立自尊主義を以て極端なる個人主義と爲すことは、何に依るのであるか。修身要領を熟讀玩味したる者は、決してかゝる解釋を爲すべき筈がない。然るに、極端なる個人主義の實行者ニーチエを以て、直ちに獨立自尊の實行者だなどと主張することは、獨斷も亦甚しいものであつて、之では他人の言ふところを少しも考究するところなく、「獨得の見解を以て唯一の證典」とすることゝなり、博士が非難攻撃せらるゝところを、自ら實行せられてをると云ふ結果となるではないか。獨立自尊主義の實行者は之を遠くドイツに



求むるまでもなく、我福澤先生である。慶應義塾に學び獨立自尊に對し正しい理解を有する者も亦、その實行者である。然るに、福澤先生を始めとして其他の者も、獨立自尊を實行した爲めに精神病に罹つた者は一人もない。この點はニーチェの場合と、頗る趣を異にするところである。

井上博士更に曰く、「福澤翁自ら獨立自尊を唱ふと雖も、果して精神上の獨立自尊を實行せりや否や。獨立自尊と云ふ以上は己れ自身を最上の證典として、古人の說に據らざる一家の見解を出ださざるべからず」(二集五)と。之に依ると、井上博士の精神上の獨立自尊とは新説を提唱することに外ならないと思ふ。これは決して容易なことではない。學者ですら新説を樹てることは困難であるから、一般の人々が「古人の說に據らず一家の見解を出だすことなどは殆んど期待し得ないと云つても差支あるまい。獨立自尊にして果してかくの如き困難なることを要求するものでありとせば、「廣く之を社會一般に及ぼし天下萬衆と

共に相率ゐて最大幸福の域に進むを期するものなり」など、公言することは出來ぬ筈である。獨立自尊主義は單に或る階級の者のみに對して要求されるものではなく、社會一般の人々がこの主義に則り、以て彼等の生活を律すべきことを要求してをるものであることは、修身要領の明かに示してゐるところではないか。それにも拘らず、博士は何故に特にかゝる困難なる問題を持出して、之を獨立自尊の精神とするか。この點も亦私には不可解である。博士はルッソーが既に「各個人權利の平等を唱へ、獨立自尊の旨意を道破せり、後の學者にして各個人權利の平等を唱へたるもの、獨立自尊を意味せずと云ふことなし、翁〔福澤先生〕是等西洋學者の說に服従し、譯して之を獨立自尊と名づけたるなり」とも云つてゐる(二集五)。獨立自尊がルッソーの說を唱道するかの如くに考へる者は、井上博士以外には無いとは云へない。しかし、福澤先生の獨立自尊は各人は自然状態に於けるが如く、自由平等たるべしと主張するものではない。



自然状態の基底たる自由平等の原則を、社會状態の發展の原則として、取入るべきことを主張するものではない。換言すれば、獨立自尊はかゝる自由平等論を以て、其主張の對象とするものではなく、現に社會を構成してをる人々が、其構成員として生活するが爲めには、如何なる行動をとらねばならぬかを一般の人々に指示するのが其目的である。従つて、獨立自尊は決して獨立・自由を意味するものではない。各人は何者にも束縛されぬ獨立にして且つ自由であるものとすれば、そこに當然に生ずる問題は、かくの如く不羈獨立の個人と雖も、服従なくして生存し得ないのは如何なる理由に因るか云ふことである。こゝに於てルッソーなどの思想が顧みらるゝことゝなる譯であるが、獨立自尊はかかる問題に答へる爲めに主張されたのではない。井上博士の主張に依ると「權利の平等を唱へたる者は、悉く獨立自尊論者であるかの如くに考へられるが、獨立自尊は決して「權利平等論」ではなく、「社會共存の道」を指示したもので

ある。かゝる次第であるから、福澤先生の獨立自尊を以てルッソーの思想的影響を受け、この主義を唱道するものであると考へることは、非常なる誤謬であると云はねばならぬ。まして、福澤先生が西洋學者の説に服従し——極めて奇異な言葉遣であるが——之を譯したのが獨立自尊であるなどと云はるゝに至つては、洵に笑止千萬である。のみならず、獨立自尊の由來に付き全く知識なきことを曝露するものである。

博士は又「翁は獨立自尊の人は自ら思慮判断するの智力を具へざるべからずと云へども、獨立自尊てふことは、自ら思慮判断せし結果といふを得べきか、此點より之を觀れば、何人も看過し能はざる顯著なる自家撞着ありて存するを知るべきなり」とも云はるゝのである(二集五頁九頁)。しかし乍ら、福澤先生が「自ら思慮判断するの智力」と云ふは、單なる思慮判断を云ふのではなく「一身の進退方向を他に依頼せずして自ら思慮判断するの智力」を云ふことは、修身要



領の明かに示してゐるところである(第七條)。換言すれば、社會生活上人は徒に他人の言動に追従することなく、自己一身の事に付ては相當の所信を有することの、極めて肝要なることを強調するのが、所謂「獨立自尊の人は自ら思慮判断するの智力を具へざる可からず」と云ふ意味である。かゝる意味に於ける思慮判断するの智力あることは、即ち獨立自尊の人たるの所以である。故に、思慮判断の智力と云ふことは、獨立自尊の人たるべき一要件を爲すものなることを説かれたのであつて、思慮判断が原因と爲り其結果が獨立自尊と爲るものではない。勿論、思慮判断を爲す智力ある者は獨立自尊の一要件を充すことゝなるから、(他の要件も具備してゐる以上)獨立自尊の人たり得べきは云ふまでもない。この故に、「獨立自尊の人は……自ら思慮判断するの智力を具へざる可からず」と云ふことは、それ自身何等の矛盾を包含してをるものではないと云はねばならぬ(なほ要領第七條の意義に付ては本書二一―二二頁参照)。

井上博士は「服○從○な○き○の○獨○立○自○尊○は○之○れ○を○下○層○に○宣○傳○す○れ○ば○、○破○壞○的○運○動○と○な○ら○ざ○る○を○必○せ○ざ○る○な○り」と前提し(二集六頁)、之が立證として、再びルッソの「權利平等説」を取上げ、「殷鑑遠からず、佛國の革命に見よ、服從なきの獨立自尊は社會の基礎を動搖するの種子に過ぎざるなり」と云ひ、又「獨立自尊は各個人を平等視したるものなり、即ちルッソ氏の權利平等説と寸毫も異なる所なし」と論じ(二集六頁)、ルッソの平等論を攻撃し、社會は不平等の状態を呈すと爲し、「能力あるものと能力なきものとに其れ相應の位置を與ふること、是れ眞の正義にして、社會の安寧秩序も是れに由りて維持せらるゝ」とし、更に、進化論的見解より、平等に復歸するは逆行にして進化に非ずとし、ルッソは「平等の方面を見て、差別の方面を忘れたり、誠に膚淺の見といふべし」と云ひ、又「今服從を蔑視して單に獨立自尊を唱道するも、亦ルッソ氏の鑿に倣ふに過ぎず、若し之れを下層に宣傳せば、其結果のいかんは、豈に推して知る



べからずとせんや」とされるのである(二集六一頁)。之に依つて、博士はルッソーに對する非難攻撃を、そのまゝ、獨立自尊に移さうとしてゐるのである。しかし乍ら、獨立自尊の主張とルッソーの思想とは決して同一のものでないことは、既に述べた如くであるのみならず、獨立自尊に於ては決して服従を蔑視するものでないことに付ても亦、先きに詳述したところである。故に、獨立自尊を唱道するも、決して「ルッソー氏の壘に倣ふに過ぎず」とするは當らない。しかも、この主義を下層に及ぼすも、博士の心配せらるゝが如き結果を齎すことは決してないものと、私は信じてゐる。却つて一般民衆をして、社會生活の本則を知らしめ、彼等の教養の向上に資するところ大なるものがあることを信じてゐるのである。

修身要領は「服従の要を述べずと雖も、服従に關する所、二三之れなきにあらず、已に獨立自尊を以て主義としながら、猶ほ服従の要を脱却すること能は

ざるは、固より自家撞着なり」とは井上博士の見解であるが(二集六、之は洵に不可解のものである。何となれば、修身要領中に於て、其第一一條(本書三)、第二四條(本書五)、第二五條等を以て「服従の要」は述べられてをる。服従の要を述べらる必要あればこそ「服従に關するところ二三」之ある次第であつて、少しも自家撞着するところはない。若し服従に付き述べるところが少ないと云ふなら、要領は社會生活の基本原則を説いたのであるから、一々詳細の點に互らざるは寧ろ當然であつて、服従に付ても其主なるものに付て述べるに止めたと云ふことは、何人も了解し得る筈のことである。かくの如く、獨立自尊に於ては服従の必要なることを無視するものではない。しかし、若し修身要領中に服従に付き何等述ぶるところがないと假定しても、之を以て直ちに服従の必要なことを強調するものだと解釋するのは、獨立自尊の精神を曲解するものと云はねばならぬ。獨立自尊を孤立獨存と解せざる以上、「獨立自尊の一天張にては、到底



行○か○る○ゝ○も○の○に○あ○ら○ざ○る○を○表○白○せ○る○は、最○も○注○意○す○べ○き○點○な○り○と○す（二集六）と云ふ結論は出て來ない。しかのみならず「服従といふことなければ、二十九ヶ條も誰れか之れを遵奉せん、各自其見る所によりて隨意に道德を確定することは是れ眞に獨立自尊と云ふべければなり」（二集六二頁）など云はるゝのは、社會的規範に付ての認識を缺如するものであると云ふべきである。獨立自尊が服従の觀念を否認するものでない限り、又それが吾々の社會生活に關するものなる限り、吾々は獨立自尊主義を遵奉すべきである。それは修身要領中に服従に關する必要を述べてあると否とに關係するものではないのである。例へば、法律として成立したる以上は、當該法律中に特に之に服従すべきことを定めてなくとも、吾々は之に服従し、之を遵奉せねばならぬと同様である。道德として、又禮儀として成立したるものに對し、吾々は之を遵奉せねばならぬことに付ても亦同様である。之等社會的規範はそれ自身に於て、不可侵性を有するものであると、

私は考へてをるのである。換言すれば、社會的規範は之を破るべからざるものとする性質を、具有するものであると云はねばならぬ。獨立自尊を以て孤立獨存主義とし、社會生活の破壊を目的とするものなりとすれば、それは最早社會生活其者の否定であるから、かゝる主義には社會生活より離脱すること能はざる現在の人類は、決して服従すべきでないのみならず、又服従することを得ないものである。しかし乍ら、獨立自尊が吾々の社會生活上の基本原則たる以上は、吾々はこの故に之を遵奉すべきであつて、獨立自尊が直接服従に付ての規律なりや否やは之を問ふものではないと云はねばならぬ。「各自其見る所によりて隨意に道德を確定すること」は、實は道德を確立することではなく、各自自己の欲するところに赴くことゝなるのである。道德は社會的規範の一つである。従つて、一般の人々が社會生活の規範として、之に従ふことを要するものであつて、各人銘々に隨意に確立したものは道德とはならぬ。故に、各人各々



勝手に自己の判断に従つて行動することは、社會生活の破綻であり、之は少くとも、福澤先生の獨立自尊とは相反すること極めて大なるものであつて、之を以て「眞に獨立自尊といふべければなり」とは、井上博士の獨立自尊としてのみ理解するより外致し方がないと思ふのである。

修身要領は社會一般の人々に對し、其社會人としての心得を説いたものでありと云へるのである。この故に、それは學問ある者も然らざる者も、上層社會の者も下層社會の者も、官吏も民衆も、總てこの精神に則り行動すべきである。しかし乍ら、學問ある者、上層階級の者、官吏等必ずしも常に社會人として完全なる者ばかりとは限らない。従つて、其如何なる部類の人たるを問はず、苟も社會生活に對し不十分なる認識を有する徒輩に對しては、要領は特に必要を感ぜらるゝものであつて、今之等徒輩を暫らく「小人」と呼ぶならば、要領は正に「主として世の小人を開悟するが爲めに發表」されたものだとも云へるかも

知れぬ(三集六)。そこで、更に井上博士の言をかり、之等「小人は小兒の如く獨立は覺束なし、假令ハ獨立するも危し、殊ニ精神上の獨立は最も彼等に望みがたし」(三集六)とすれば、かゝる徒輩に對してこそ、獨立自尊の精神を會得せしめ、以て完全なる社會人たる資格ある人物と爲るやうに導かねばならぬ。「小人に獨立自尊を教へなば」、「彼等は之れを剛愎不遜と誤解し、野郎自大の弊を生」ずるのみならず、更に憂ふべきことは、獨立自尊は「主我主義即ち利己主義に傾きやすきもの」なれば、其結果は「私欲を逞うするの口實を得て、道德に反する」ことがないとも限らないと井上博士は心配されてゐるのである(三集六)。ところが、「獨立は覺束なし」とされる小人に獨立自尊の精神を説くことは、彼等に自勞自活の人たるべきことを教ふるのであるから、最も肝要なること、云ふべく、又精神的方面に於ける人格尊重の念を教ふることは、かゝる小人の教養を向上せしめる所以であるから、之又「彼等に望みがたし」などと放置すべ



き問題ではない。更に獨立自尊を教へれば、剛愎不遜と誤解することゝなり、野郎自大の弊を生ずると云ふが、それは獨立自尊の眞意義眞精神を教へないからである。獨立自尊の眞義を説けば、完全なる社會人としての心得を認識することゝなるべく、従つて、野郎自大の弊は固より、私欲を逞うする、反道徳的行爲なども爲し得ないのである。従つて、井上博士の心配も無用のことゝなるのである。要は獨立自尊の眞の精神を知ることである。之を勝手に解釋し社會に惡弊を齎すものときめ込んで、かゝる性質のものとして之を人に教へれば、如何に立派な主義でも惡結果を招くことは自明の理であると云はねばならぬ。

井上博士更に主張して曰く

「主我といひ、利己といひ、之れを教へずとも、小人は已に之を知るのみならず、滔々として此れに趨き、法度の外に逸せざるもの少し、故に彼等をして其私欲を制することを教へざるべからず、假令ひ之れに教ふるも、尙ほ破裂し來

らんとするの恐れあり」(三集六)と。洵に博士の言の通りである。私は人類本來の性質が利己的であるか否かの問題は、今こゝに之を論じようとする者ではないが、事實上、人類は兎角利己的行動に走り易いものである。他人に向つては恰も聖人君子の如き言を爲すも、其内面的生活は我利我利一天張と云ふ徒輩は決して少くあるまいとさへ思はれるのである。従つて、社會生活の一條件は相互の利己心の抑制にあり、更に一步を進めては、相當の犠牲心の涵養にありとも云へるのである。然るに、若し利己心の助長又は鼓吹、我利我利精神の尊重を説くが如きは、一般の人々をして私利追求に拍車をかけるも同様、遂には社會生活の破壊をさへ招くことゝなるは、「實に堤防を決して洪水を導くに異ならず」(三集六)と云はねばならぬ。福澤先生かくの如き理を辨へてをられなかつたであらうか。「主義を以て彼等を主我利己の方針に導く」(四集六)ことは、洵に社會破壊の原理を唱道するに異らない。相當の學識と識見とを備へたる者、誰れ



か好んでかくの如き説を爲し得るであらうか。従つて、獨立自尊主義を以て「主我利己の方針に導く主義」と解することは、餘りにも常識的判斷を缺如するものであると云はざるを得ない。故に、獨立自尊主義をかくの如く解し得ざるとするときは、更に慎重に其意義を解する爲めの努力が試みらるべきであつて、單に獨立と云ひ自尊と云ふからとて、直ちに利己主義なり主我主義なりと斷定するのは、輕率なる判斷なりと云はねばならぬ。

## 八

井上博士は更に轉じて重大なる問題ありとせられ、修身要領の前文中に、「徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず即ち修身處世の法を新にするの必要ある所以なり」と説かれたる點に、其非難攻撃を集中されるのである。即ち、博士の問題とせら

るゝところは、「服従主義は古代の道德たりしも、今日は獨立自尊を以て道德主義とせざるべからずと思惟し、道德は時勢に由り境遇に従つて變化するものと假定せり、道德は果して然く變化するものなりやいかん」とするところに在る(二集六、四頁)。右の博士の提言中、「服従主義は古代の道德たりしも、今日は獨立自尊を以て道德主義と思惟し」と云はるゝ部分は、博士の獨斷なること既に説明せるところに依り明かであらうから、餘り問題とする價值はない。獨立自尊は服従主義に代位したものであるのではない。勿論古來やゝともすれば屈從主義に傾き易かつた、一般民衆に對し、之を矯正する爲めには、獨立自尊は極めて肝要なる働きを爲すと同時に、往々にして獨善主義尊大主義の弊に陥り易い官僚に對しても亦、最も有效なる警鐘たることは、獨立自尊の強固たる基底を爲すものなること、之又極めて明白なるところである。そこで、問題としてこゝに考察せらるべきものは、「道德は果して然く變化するものなりやいかん」と云ふ一點で



ある。

博士は道德の一定せざることを認め、奴隸賣買を始めとし復讐等の例を挙げ、更に敬禮の方法處に依つて異なる例を詳細に掲げてゐる(二集六五頁)。而して、之に對し「然れども此れによりて道德は總べて變化するものといふべきか、其變化するは、唯、道德を實行する手段方法にあらざるか、若し道德を以て變化するものとして、決して一定不變のものにあらざるとせば、是れ實に由々しき大事なり、何んとなれば、道德を以て變化するものとするの極、遂に道德てふものはなしといふことに歸すればなり」と云ふのである(二集六六頁)。由之觀之、博士は、(一)道德は不變であり、(二)變化するものは其實行手段に止り、(三)道德に變化を認むれば、道德の存在を否定することゝなると云ふ見解であると考へられる。なほ又博士は、「道德が時代によりて變化せざるべからざるものならば、又方處によりて變化せざるべからず、然らば何の方處は何の主義と定めざるべからず、

是れ亦到底出來得べきことにあらざるが故に道德をして不定に歸せしむるに過ぎざるなり」と云はれるのである(二集六六頁)。之に依れば道德は時と處を異にするに依つて異なるものではないと云ふ主張であると解せらるゝのである。換言すれば、井上博士が以上に於て主張される限りに於ては、道德其者が不變性を有するやうに思考されるのであるが、博士は更に、「道德に變化なきにあらざるも、是れ唯、道德を實行する手段方法の變化のみ、道德の根柢精神及び目的は萬古不易なり」とされてをるところから見ると(二集六六頁)、右道德の不變性の範圍は縮少せられ、道德其者ではなく、「道德の根柢精神及び目的」、即ち「社會一般の福祉を増進することが、道德の終局的目的なることは動かすべからず」(二集六六頁)と云ふことになり、この範圍に於ける不變性を是認することゝなる譯である。かうなると、道德に不變的方面と變化的方面とを認むることゝなるから、博士は「道德には差別平等の兩方面あり、其變化するは唯、差別的の道德」である



と主張されるのである(九頁六)。而して、博士は更に道德が「時代若くは方處によりて變化すと稱する道德は道德を實行する手段方法にして、毫も道德の目的其れ自身に關するにあらざるなり」とされるのである(九頁六)。かく論ずるときは、博士が道德の不變的方面と目さるゝ所謂平等的方面又は平等的道德は、道德の目的を指稱することゝなるべく、又變化的方面と目さるゝ所謂差別的方面又は差別的道德は、道德の實行方法なりと斷定して差支ないことゝなるであらう。換言すれば、道德の目的は不變なれども其實行方法は變化するものであると見て妨げあるまい。博士は何故に道德に付き、其目的と方法とのみに着眼せられ、其内容に付て検討せられないのであらうか。凡そ社會的規範の總ては、社會存在の目的達成の必要上生じたものである。故に總ての社會的規範はこの方向に對して各々存在價值を有するものである。即ち、漠然たる言葉ではあるが、「社會の爲め」に存在するものであり、それが又各規範の目的でもあり、「根柢精

神」でもある。従つて、或は社會秩序の調整と云ひ、又或は個人の完成と云ふも、畢竟「社會の爲め」と云ふ同一目的に歸着することゝなるのである。故に、この意味に於ては、道德であらうが、法律であらうが、將又禮儀であらうが、苟も社會的規範は同一目的に向つて進行するものであり、この目的は時と所を異にするも異るところではないと云はねばならぬ。この故に道德の目的は不變なりとの井上博士の主張は、私も之を正當なる見解として是認するに躊躇せざると共に、それは獨り道德にのみ限つたことではなく、他の社會的規範に付ても同様であることを、こゝに明示しておきたいのである。

然らば、道德から其不變部分を除去した他の部分は變化可能なる部分と云ふことになるが、それは井上博士の云はるゝ如く、果して實行方法だけと云ふこととなるであらうか。例へば奴隸賣買に付て見るも、「グレシアの時にありては、必しも有害なりしにあらず、寧ろ其勞力によりて、當時の文明を裨補せしこと



多大」であつたが、「今日に至りては奴隷の必要を見ざるのみならず、又人類一般に貴重なる道德心を傷害するに忍びざるなり」と井上博士は云はるゝのであるけれども(二集六、九頁)、之果して單なる道德の實行方法と云ひ得るであらうか。勿論この場合、社會規範としての道德の存在目的は同一であるとしても、奴隷を是認することゝ否認することゝは、道德の實行方法の差異に過ぎぬものとは觀念し能はざるところである。それは寧ろ道德内容の變化なることを認めねばならぬ。故に、博士も「人類一般に貴重なる道德心を傷害するに忍びざるなり」と云はれてゐるではないか。之に依れば、昔は奴隷制度の是認は「人類一般に貴重なる道德心を傷害」せざるものと考へられてゐたものが、今日に於ては之を傷害するものと認めらるゝことゝなつたと云ひ得る。果して然らば、道德乃至道德心に於て變化を生じたるものと云ふべく、道德心の向上とも見らるゝのである。他の言を以てすれば、道德内容の變化であつて、實行方法の變化ではな

い。のみならず、人格尊重は特に文化の發達せる時代に於て人々の意識に明確となつて來たのであつて、奴隷制度を不當とすることは、將にこの意識の一作用として現れたものではあるまいか。従つて、現在に於ては奴隷制度は之を是認することが「文明を裨補」する上に有益なりや又は「有害」なりやの問題に依りて決定せらるゝのではなく、それは人道上斷然許容し難きが故に、之を是認し能はざるものと云はねばならない。復讐に付ても亦同様である。奴隷制度にせよ復讐にせよ、之に對する吾々の道德的觀念は確かに變化したものである。換言すれば、そこに道德内容の變化を認めざるを得ない。之を以て單に道德實行方法の變化に過ぎないと主張することは、例へば、法律の場合に於て舊法と新法とある場合には、それは正に法律内容の變更、即ち變化であつて、之を法律實行方法の變更又は變化であると云ひ得ないと同様である。

道德に時と所とに依る變化性を認むれば、「古代の道德が、今日に適せざる如く、



西洋の道德は東洋に適せざるべきなり」と井上博士は云はるゝのであるが(二集七)、變化性を是認する結果として、時と所を異にするに依り、悉く變化―相違―しなればならぬと云ふ論法はあり得ない。道德が其性質上變化性があるからとて、現實に必ず變化してゐなければならぬと云ふ譯ではない。變化は必要に依りて生ずるので、必要なところには、敢て變化を期待し得べきではない。従つて、現實の問題として、道德に變化性あるが故に、東洋の道德と西洋の道德とは悉く異ならねばならぬと云ふ理由はないのである。西洋の道德にして東洋に於て之を是認すべきものあらば、之を是認することあるも、之を以て道德の變化性と矛盾するものなりと云ふことを得ない。故に、福澤先生が「道德を以て變化するものとしながら」假りに「ルッソー等の如き西洋學者の唱道せる主義を採り來りて直に我邦に主張するは」「是れ亦豈に看過すべからざる顯著なる自家撞着にあらずや」と云ふことは出來ぬ(二集七)。まして先生はルッソー

に依つて、獨立自尊を主張してはをられぬのであるから、井上博士のかくの如き主張は餘り價値を認めることは出來なくなるのである。

井上博士は道德に變化性を認めると倫理學の成立は不可能となり、又「獨斷的に道德は變化するものなり」とせば「科學を侮辱」することになるとも云はれてゐる(二集七三頁)。博士は又「倫理學てふものが、未だ化學若くは物理學の如くに確定し居らざるは、事實なり」とされるが(二集七)、之は寧ろ當然のこと、云ふべく、今後に於ても倫理學が化學や物理學の如き自然科學と全然同一となることはあるまいと思ふ。そこに自然科學と社會科學との區別が存するものであるとも云へるのであつて、自然科學に於けるが如き確定性は、之を社會科學に對して要求することは寧ろ無理であると云はねばならぬ。道德に變化性を認めても、決して倫理學の成立は不能となることなかるべく、又變化性あればとて、普遍性の研究が不可能となる譯のものではない。恰も實定法が變化するのを見



て、法律學は成立し得ないと云ふことを得ないのと同様である。

井上博士は又福澤先生が獨立自尊を主張せらるゝのを見て、先生が獨立自尊の思想は東洋の道德にはないから、宜しく西洋のこの思想を遵奉すべきであると云はれてをるかの如くに主張されてをる(二集七)。何故井上博士は根據なきかかる獨斷を敢て平氣で主張されるのであらうか。福澤先生は獨立自尊の精神は吾々が社會生活を營む上に缺くべからざる必要條件なることを強調せられ、一般の人々にこの精神を徹底せしむべく努力されたのであつて、それが東洋道德に存せざることを非難されてをるのではない。獨立自尊が東洋的道德に淵源するか、將又西洋的道德に胚胎するかの問題は、實は吾々にとつてはどちらでもよいのであつて、大した問題ではないのである。要は吾々が社會生活を營む上には、各構成員は相互に其人格を尊重して共同協力的生活の眞の精神を認識すべきことに努力しなければならぬと云ふ點を、極力主張するのが獨立自尊を強

調する所以である。故に、福澤先生が獨立自尊の精神を主張されたからとて、「獨立自尊と云ふことは、古來東洋の道德に之なしとするものなり、然れども是れ全く東洋の道德いかんを究明せざるより起る謬見」を敢て爲したものであるとの非難は當らない譯である(二集七)。

井上博士は佛敎の平等觀を以て獨立自尊の精神と同様なりとし、唯我獨尊と獨立自尊とは異らざる觀念の如く云はれてをるが(四集七)、元來獨立自尊は平等論ではないこと既に説明した如くであるから、私には佛敎の思想と獨立自尊とは同様なるものとは考へられない。特に唯我獨尊と獨立自尊とは全然異なる觀念であるとは考へてをるが、之に付ては後に述ぶること、しよう(本書三〇)。井上博士は更に儒敎の精神も亦獨立自尊と同じであり、しかも儒敎の精神はルッソンの説と暗合してをるとされるが(四集七)、儒敎がルッソンの説と同様なる以上、之又獨立自尊と異なるものと云はねばならぬ。



井上博士は福澤先生の獨立自尊は要するに取るに足らぬものとせられ、次の如く云はるゝのである。

「要するに、獨立自尊の主義は、東洋にありては、數千年來行はるゝ所なり、今更ルッソー氏一輩の糟粕を嘗め、獨立自尊を西洋より輸入するが如き、眞に遼東の豕と謂ふべきなり、又眞理は東西によりて分つべからざるものなるが故に、西洋の獨立自尊のみ正うして東洋のは然らずといふを得ず、果して然らば、今更に獨立自尊を唱道したりとて東洋古來の道德を一變すといふべきにもあらざるなり、況や東洋古來の獨立自尊は、一層深遠なる旨趣を有するに於てをや、又古來の思孝の教は唯、服從主義を言ひ表はしたるものにて、服從主義の手段方法は古今異同なきこと能はざるも、服從といふことは、社會の由りて成立する所以にして到底除去すること能はず、是故に獨立自尊を唱道したりとて、服從主義が全く不用に歸すべきものにもあらざるなり、此點より之れを觀れば、今遽に道德を以て變化するものとするは「ソフヒステン」の説と同じく全く皮相の見に過ぎざるを知るべきなり」  
(二集七) (五頁)

福澤先生は獨立自尊を唱道して「東洋古來の道德を一變」しようとして企圖されたものでもなく、吾々も亦この主義に依つてしかく活動するものでもない。況

んや、井上博士の説に依れば道德は變化しないのであるから、獨立自尊に依つて道德を一變することは不可能事と云はねばなるまい。のみならず、博士は「今更ルッソー氏一輩の糟粕を嘗め云々」などと罵倒的言辭を弄するが如きは、博士自身の人格の程をも疑はしめ、心ある者をして讀むに忍べぬ感あらしむるのである。學者として自ら任ずる者が、他人の言説を攻撃する場合には、學者的品位を基底とせねばならぬ。換言すれば、自己の人格を保持しつゝ、相手方の人格をも尊重して、以て學問的攻撃を爲すべきである。それが、獨立自尊なのである。かゝるところに、吾々の主張する獨立自尊の精神が、涵養せらるべき必要があるのである。故に、吾々は今後學界と云はず總ての方面に於て、獨立自尊の精神が徹底せらるべき必要を痛感して已まぬ次第である。

要之、道德が時と所に依つて不變なりとの思想は、自然法的觀念であるとも云へる。自然法的思想は極めて古いが、自然法は云ふまでもなく、各人類各場



所を通じて普遍的・不可變的性質を有するものである。しかし乍ら、之を以て直ちに、自然法は現實社會生活上の總ての點に互つて、そのまゝ適用し得る性質を有するものであるとは云へない。換言すれば、社會生活の各般に互る規定を包含するものではないのである。こゝに於てか現實生活に於ける具體的規定が必要になるのである。而して、それは社會狀勢の推移に依りて變化しなければならぬのは當然である。自然法を超經驗的立脚點より觀察せずして、經驗的な時及び所に依つて異同あるべき實定法に不變性を要求せんとすることは、固より正當なる見解ではない。道德の不變性を強調して、其變化性を否定せんとするのは、たゞ自然法のみを見て、實定道德(positive morality)にも亦不變性を要求せんとする者である。修身要領が「徳教が人文の進歩と共に變化」すると述べてゐるのは、時勢の變化に依りて道德も亦變化することあるべきを説いてゐるのであつて、之は其文理上實定道德の問題として理解せらるべきは當然

であらう。然るに、之に對し自然法の見解から、其不變性を要求して、實定道德の變化性を否定しようとするのは、それ自身既に誤謬に陥つてゐるものと云はねばならぬ。修身要領は將にこの實定道德の規定である。従つて、之を以て不變性を有するものとは云へないが、それは吾々の社會生活上の遵守すべき根本原則の概略的敘述であるが故に、既に私は要領の永續性を主張したのであつて、永續性は決して不變性と同一ではない。之私が時勢の推移に従つて之に對する補足を是認する所以である。而して、要領全體から抽出せらるゝ人格尊重の原理は、文化の發達せる社會に於ては、不變的性質を有するものと認めて差支あるまい。従つて、それは又自然法的内容を有する原理であると稱しても妨げあるまいと思はれるのである。

## 九



井上博士は更に進んで、「獨立自尊の主義に本づいて制定せられたる修身要領の中に就いて、精細に其利害得失の存する所を看來れば、亦多少論すべきものなきにあらず、然れども是等の事は抑々末なり、必ずしも喋々口舌を勞するを要せざるなり」と論せられてゐる(二集七頁)。しかし乍ら、修身要領は「獨立自尊の主義に本づいて制定せられたるもの」ではなく、修身要領が獨立自尊主義であるのである。獨立自尊と云ふ一つの主義を前提として、修身要領が出来上つたのではなく、修身要領が即ち獨立自尊なのである。このことは、修身要領が出来た事情を知覺する者なら、何人でも直ちに了解すべきところである。従つて、私が屢々主張したやうに、修身要領を十分に理解しなくては、獨立自尊と云ふことも亦、理解出来ないこととなるのである。従つて、「修身要領の中に就いて精細に」研究することは、獨立自尊を論ずる上に於て、最も大切なることとなるのであるから、博士が「是等の事は抑々末なり」とし「喋々口舌を勞す

るを要せず」と一蹴されたことは、洵に遺憾に堪へぬところと云はざるを得ない。しかし、博士は「修身要領の全體の性質に就いて二三の批評を試みんとす」とされ、次の如く云はるのである。即ち、

「修身要領は畧々人生須要の事件を列舉せり、然れども是れ唯々巧に考定せられたる處世法 *Lebensklugheit* のみ、其心意を練磨し、徳性を涵養する所以に至りては、何等の關鍵もなく、眞に闕焉たりといふべし」とされるのである(二集七頁)。修身要領中に列舉せられたるところは、井上博士の云はるゝ如く「人生須要の事件」である。換言すれば、吾々が社會生活上心得ざるべからざる事項である。従つて、其性質に於ては、人生に不可缺の條件であると云はねばならぬ。然らば、之等事項は即ち *Lebensbedingungen* であつて、世俗的な智慧又は世才若くは通一遍の世渡術なりと蔑視し去るべきものではない。若し修身要領の定むるところを完全に實行するならば、それは社會人としての資格を立派



に具備する者と云はなければならぬ。果して然らば、之に依つて「心意を練磨し、徳性を涵養」することにもなるのである。従つて「何等の關鍵もなく、眞に闕焉たり」などと放言し得べきであらうか。

井上博士は修身要領に對し次の諸點を非難されてゐる。即ち、

第一は修身要領には道德行爲の淵源を論じてないと云ふことである。博士の主張するところに依れば、畢竟道德意思に基かざる道德行爲の如きは意味をなさない。ところが、要領はたゞ道德行爲の方面のみを説いて、道德意思の點に觸れてゐないから、何等の價値がないと云ふことになるやうである（二集七七頁）。固より思想的基底なくして、單に行爲のみを論ずるは、正に博士の言の如く、正鵠を得たものでないのみならず、場合に依つては有害ともなり、又偽善ともなるかも知れぬ。然らば、修身要領は、博士の云はるゝ如く、何等思想的基底を有せざるものであらうか。吾々は之を研究することに依つて、其背後に横は

る思想的基底を探知し得ないであらうか。私は要領を通じて抽出し得る思想的基底は、即ち人格尊重なりと云ひたいのである。換言すれば、この人格尊重なる思想的基底の上に表示されたる文字が修身要領であり、之を動作の上に實行せんとすることに努力するのが、義塾の教育方針であると、私は考へてゐる。

第二は修身要領には「人生の目的は果して那邊にありやを明示」しないと云ふことである。博士の主張するところに依れば、要領が「最大幸福の域に進むを期す」と云つてをるところから見ると、之を以て人生の目的とするやうであるが、「最大幸福の域に進まんには吾人は抑々如何なるものを希求すべしや、金銭なるか、名譽なるか、權勢なるか、逸樂なるか、是れ常人の最も迷ひ易き所なるが故に明示せざるべからず」と云ふのである（二集七頁）。嗚呼何たる主張であらうか。私はかゝる主張を、博士の如き立派なる學者から、聞かうとは思はなかつたのである。洵に博士の言の如く、要領の目的は所謂「最大幸福の域」であ



ると見て差支あるまい。而して、註釋に於ては、この「最大幸福の域」を説明して、人々が勝手氣儘な行動を爲して他の妨げとなることなく、寧ろ相互の利益増進に努力すべき社會状態であることゝするは、既に説明したところである(本書七)。即ち、之を約言すれば、完全なる協力社會の現出と云ふことにならう。各人が相互に協力して以て社會の利益を増進することは、一面に於て社會の健全なる形相であると共に、他面に於ては、社會の進歩發展の基調でもある。依つて、所謂「最大幸福の域」と云ふことに對し、私は人類生活の健全性と發展性と云ふ觀念を見出し得るものとし、之等健全性と發展性とを現出せしむべきことが、吾々人類に課せられたる、一大責務であるとしたのであつた(本書七)。従つて、人生の目的は、この吾々に課せられたる一大責務を完全に履行するに在りとも云ひ得るのである。之が要領の目的とするところであると云ひ得ると共に、それは要領に於て甚だ明白に表示せられてをるところである。而して、

この目的を遂行する爲めに、吾人の希求する最少限度のものは、即ち要領を以て定められたる諸事項であると云はねばならぬ。換言すれば、吾々は完全なる社會人として自己の責務を全うし、完全なる社會を現出するが爲めには、「社會共存の道」を忠實に履踐することが必要であり、それが爲めには、修身要領を服膺し、社會一般の人々と共に、之を實踐躬行すべきである。従つて、要領の目的とするところは、完全なる共同生活の現出であつて、金錢でもなければ、名譽でもなく、ましてや、權勢でもないのである。この故に、要領に於てはかかる問題を取扱つてをらぬことは、極めて當然であるのみならず、却つて、かかる事柄は人生の目的とは、何等の關係を有せぬものであると云はねばならぬ。吾々はたゞ一社會人として、眞面目なる生活を送ればよいのである。殊更に金錢を得る爲めにのみ努力する必要はない。徒に名譽をのみ追ふ必要もない。更に又、權勢を得ることのみ腐心する必要もない。金もなく、名譽もなく、權



勢もなくとも、眞に忠實に社會人としての責務を果す生活をすれば、それが社會の爲め、國家の爲めとなるのみならず、同時に又それは自己の爲めともなるものであつて、かゝる生活こそ、この上もなき貴重なる生活であると云ふべきである。博士は特に「金錢に關する欲心」は「最も戒めざるべからず」として、イエス、釋迦、孔子等の例を引いて詳論せらるゝが(二集七八頁)、かゝる問題は今更事新しく論ずるまでもないのである。修身要領に取つてはかゝる問題を取上げて、之を一般の人々に知らしめる必要はないのである。それよりも、一層必要なる共同生活の基本觀念を明確ならしむることが重要である。従つて、金錢的欲心を戒めぬことが「修身要領の一大缺點と謂はざるを得ざるなり」とは考へられぬ。かゝる問題に付き論ぜざることは、要領の價値には何等の影響を及ぼさざるものと云ふべきである。例へば、不正なる手段を弄して、たゞ自己の金錢的欲心を満足するに之努むる徒輩、人を評價するに、單に其者の財産如何

のみを標準とし、財産を有せざる者は、總て交際を爲すに足らざる者と考ふるが如き徒輩、一言にして云へば、朝にも金夕にも金と云ふが如き徒輩は往々見受けられるところであるが、之等は自己の利益の外に何物もないと云ふ我利我利主義者である。之は云ふまでもなく、獨立自尊主義の容認せざるところであるから、修身要領が直接に金錢的欲求に付き戒めなくとも、要領の説くところを實行するに於ては、結局金錢的欲心などを逞しうすることを得ない譯である。要するに、要領の精神を十分研究するに於ては、博士の如き主張は爲し得ないと云はねばならぬ。

第三に福澤先生の「道德に關する根本的誤謬は、此眇たる五尺の身を以て本位とするにあり」と云ふのである。博士の云ふところに依れば、「肉體は我中の非我にして、眞我にあらず、肉體を尊重して獨立自尊杯といふは凡そ我と稱するもの、眞意義を執らへ得ざるが爲めなり」とのことである(二集八頁)。こゝに於



ても博士は獨斷的前提を設けて、獨立自尊を攻撃されようとしてをる。その輕舉たる豈戒めざるべけんやである。即ち、右の博士の言に依れば、獨立自尊は肉體尊重と云ふことになるが、福澤先生がどこに於て、肉體尊重を以て獨立自尊と云はれてをるのであるか。しかし、私は肉體尊重が、縱令それが非我であるとしても、決して無用なことゝは思はないが、獨立自尊は肉體に非ずして、人格尊重であることは毎度繰返して申述べた如くである。而して、この人格は即ち大我であつて、小我たる肉體もこの大我の内に包含せらるゝものであると考へてゐるのである。従つて、獨立自尊はこの大我的見地に於て、始めて理解し得らるゝものであつて、それは決して Ichheit 即ち selfishness に執着せる俗見と云ふべきではない。従つて又、獨立自尊は決して天狗主義ではない。却つて井上博士の攻撃のうちに、何となく「獨善がり」若くは「天狗主義」の影が覗はれるやうな氣がしてならぬのである。

更に井上博士の所説にして、私の注目を引くものは次の如きものである。即ち、

「道徳を實行するには、其官にあると野にあるとを問ふべきにあらず、官にあらざれば非なり、野にあらざれば非なりとするが如き、何れも累はさるゝ所あるなり、即ち官の有無、其心を累はすなり、若し野にあるを以て官にあるを非とせば、是れ己に挟む所あるなり、其事たる、官にあるを以て野にあるを非とする異ならず、又爵の有無によりて累はさるゝが如きも、未だ徹底せざるものあるが爲めなり、若し夫れ徹底せる道徳的觀念を有するものは毫も物の爲めに累はされず、進むべき時は進み、退くべき時は退き、唯其居る所に従つて、道徳を實行するのみ、何の挟む所かあらん、此點より之れを觀るも、翁の道徳思想の尙ほ澄徹を缺く所あるを知るべきなり」(二集八)。

之は福澤先生が進んで野に在り、官途につかず、又授爵を拜辭した事實を非難するものと解せらるゝ。しかし、道徳を實行する上に於て、特に自己の主張しつゝあるところを、自ら率先して實行し、之を一般人々に明確に知らしむる場合に於ては、之を眞に有効に實行し得べき状況の下に於て行ふことは、最も



重要なこと、云はねばならぬ。そこで、福澤先生當時の有様を見るに、官尊民卑の思想は相當強いものがあつたと云へるであらう。この時に於て、眞の共同生活協力生活は各人等しく相互に人格を尊重し、以て社會人としての責務の遂行に在ることを、一般民衆に徹底せしむるが爲めには、福澤先生の如き大人物が、民衆の間に伍し、以て民衆を指導することが極めて肝要なることであつたのである。従つて、先生自らも町人福澤諭吉と稱して、敢て官途につかず、又授爵を拜辭して、一町人として専ら民衆の指導に當たられたのである(本書二八頁參照)。即ち、當時の事情からしても、先生が一介の町人として活動せられたことは、極めて意義深いものがあると共に、先生の如き大人物にして、始めて爲し得るところであり、又かくすることが、當時の社會にとつては、必要缺くべからざるところであつたと、私は信じてゐるのである。このことは、單に福澤先生當時の問題ではない。現代に於てもなほ、大人物が野に在つて活動することは、

甚だ望ましいことであり、且つ又其必要も感ぜらるゝところであると、私は思つてゐるのである。官途につき公職に在る間は、光を放つてゐるが、一度其職を退くと、直ちに其光を失ふのみならず、其者の存在さへ忘れられてしまうやうな現象は、甚だ好ましからざるところであると共に、嘗て官職に在つたと云ふことから、たゞそれだけで、民間の重要な地位に就くと云ふ現象も亦、吾の洵に不愉快を感ぜざるを得ないところである。しかのみならず、かゝる現象は實に獨立自尊の精神の、斷然許容し能はざるところでもある。福澤先生が進んで野に在り、一町人として、民衆の指導に努力せられたことは、吾々として洵に感謝に堪へないところであるが、この事實を見て、徒に世に拗ねたる者、又は賣名的行動なりと批判する者があるならば、それこそ先生の人格に對する、重大なる侮辱と云はねばならぬ。井上博士も云はれてをるではないか、「進むべき時は進み退くべき時は退き、唯其居る所に従つて、道徳を實行するある



のみ」と。之は他の言を以てすれば、「一身の進退方向を他に依頼せずして自ら思慮判断」することであり(本書三〇頁参照)、この強固の意思力に基き、福澤先生は其進退方向を定め、自ら民衆の間に伍し、町人として人々を指導せられたのである。其措置たるや寧ろ敬服に値すべく、之を非難するなどと云ふ氣にはなれぬのである。従つて、先生がかくの如き方向を撰んだからとて、之を以て直ちに先生の「道德思想の尙ほ澄徹を缺く所あるを知るべきなり」とは断定出来ぬのである。

第四に井上博士の發せらるゝ攻撃は、實に吾々義塾社中の者の堪へ忍ぶべからざるものがある。今博士の言を左に示せば、

「翁が修身要領中に忠孝の事を言はずして、單に獨立自尊を説く處、分明に教育勅語と相背馳せり、其初めより教育勅語と相背馳するものあるを自覺して此に出でたること毫も疑なきなり、果して然らば強ひて異説を標榜して勅語を蔑如するの嫌なきにあらず」(二集八頁)。

博士よ、冷靜に修身要領を再讀せられよ。其冒頭に於て、「凡そ日本國に生々する臣民は男女老少を問はず萬世一系の帝室を奉戴して其恩徳を仰がざるものある可らず此一事は滿天下何人も疑を容れざる所なり」とあり、又其註釋に「帝國の臣民たるものは只その恩徳を仰ぎて各々その職分の命する所に従ひ一意忠節を盡すの一義あるのみ」と説明してをる事實以外に、何等説明を加へる必要はあるまい。更に要領第一〇條、第一一條等は、孰れも孝道に付き論及するものである。たゞ、從來は子が親に對する道にのみ力點を置き、親が子に對する道に付ては比較的之を等閑視したる爲め、種々の弊害があつた。依つて、要領はこの點に對しても重點を置き、親が子に對する道をも説示するものである

(本書九八頁以下、九九頁以下参照)。

博士が修身要領を以て「教育勅語と相背馳」するものであり、なほ「教育勅語と相背馳するものあるを自覺して此に出でたること毫も疑なきなり」と主張す



るは、福澤先生及び其社中の者が、故意に國賊的言動を敢て爲す者であると斷定するに等しい。かくの如き悪性の攻撃は、健全なる心神状態に在る者ならば、決して爲し得べきところではない。之は獨り福澤先生に對するのみならず、義塾其者に對する重大なる侮辱であり、又名譽毀損と云はねばならぬ。法律問題にも發展し得べき性質を有するものと思ふのである。當時の義塾當局者は、かくの如き、爲めにする攻撃としか思はれぬ惡質攻撃に對し、たゞ默然と之を看過したのであらうか。更に又、塾當局者以外の者と雖も、苟も福澤精神を正しく理解したる者も、かゝる言に對し、たゞ之を拱手傍觀してゐたのであらうか。若しさうだとしたら、私はそれを、この上もなく遺憾のことと思ふ者である。

先きにも一言した如く、義塾は當時、皇太子殿下の御慶典を祝し奉り、修身要領を獻納し、御嘉納あらせらるゝの無上の光榮に浴してゐる。若し修身要領が井上博士が云はるゝ如き右のやうな性質を有するものとすれば、かゝる鴻恩

に浴し得るものでもなく、又かゝる舉に出でた義塾は、更に大なる罪を犯したものと云はねばならぬ。輕々にも、かゝる非難攻撃を爲すことは、十分慎まねばならぬところである。

井上博士は更に「翁一派の人主張して曰く『修身道德の教は、猶ほ食物の如し、食物の人生に缺くべからざるは云ふ迄もなければ、其物は一種類に限るべきに非ず』と、其言一應理あるが如きも、是れ亦深く考へざるより起れる謬見に過ぎず」と云はれ、「道德の教は寧ろ衛生法に比すべきが如し」と主張されてゐるが（二項）、道德の教へを食物に譬へるか、將又衛生法に譬ふべきかの問題は、私は餘り大した問題とは考へてゐない。蓋し、食物と衛生法とは不可分の關係にあるからである。それは兎に角として、博士は「道德の教を以て食物に比して之を論せんに……有○毒○の○教○は○河○豚○の○如○く○社○會○の○精○髓○を○腐○蝕○す○る○に○足○る○なり、是故に如何なる食物をも與へて可なりとすべからざるが如く、如何なる



道德の教をも許して可なりとすべきにあらず、固より修身要領は河豚の如きものにはあらず、其箇條中に頗る有益なるものもあり、然れども獨立自尊といふことは、其應用の結果いかにによりて河豚よりも甚しき害毒を生ぜざるを保せざるなり」と云はれてゐる(三魂)。洵に博士の云はるゝ如く、有毒の教へは河豚の如きものであるかも知れぬ。之に依つて社會は百害を被るのみにて、一利もないことゝならう。かくの如き性質を有するものは、實は「教へ」たるの實質を有せぬものである。しかし、河豚は徹頭徹尾有害と云ふ譯ではない。其有害なる部分を除去すれば、立派な食物である。従つて、人類の食物たり得べき實質を有するものと云つて差支ない。苟も人類の食物たり得る以上は、人類が食して、しかも害なきものでなければならぬ。従つて、先きに道德を食物に比し、食物は「一種類に限るべきに非ず」と稱したのは、食し得べき食物は一種類に限るべきでない」と云ふ意味であらう。有害なりや否やを識別することなく、

何でもかでも種々のものを食すべきだと云ふ意味ではあるまい。之と同様に、博士の言の如く「如何なる道德の教をも許して可なりとすべき」ではないが、しかし許すことを得ないものは實は「道德の教」たり得ないものである。許し得るものゝみが「道德の教」たることが出来るのである。私は道德に、有益の道德と有害の道德との區別を設け得ないと考へてをるものである。有害の道德は、其實質に於て既に道德たる性質を有してをらぬものであると信じてゐる。そこで、博士は又「修身要領は河豚の如きものにはあらず、其箇條中に頗る有益なるものあり」とし、要領中に於ては、博士によつてさへ有益と認むる部分の存在することを明示されてをることは、吾々の大いに欣快に堪へぬところではあるが、これでは、私に云はせれば、要領は恰も河豚のやうなものとなつてしまふのである。有益な部分と然らざる部分とに分たれるからである。しかし、要領全部が社會生活上不可缺の原則であると、私は考へてをる。従つて、要領



は決して河豚の如きものでもない。ところで、博士は又、「獨立自尊と云ふことは、其の應用の結果いかによいて河豚よりも甚しき害毒を生ぜざるを保せざるなり」とも云はれるのである(三集八)。之に依れば、獨立自尊と云ふことは、其應用如何にかゝつてゐるとも解せらるゝやうだ。應用の如何に依つては、非常に有害であるかも知れないが、又他の一面に於ては、非常に有益であるかも知れぬとも云ひ得るであらう。結局運用乃至應用の問題に外ならぬ。之に依つて運用又は應用せらるゝ基本原則たる、獨立自尊の價值が定るものではない。換言すれば、應用の結果如何で有害であるからとて、獨立自尊其者が、直ちに有害無益の惡原則だとは限らない。應用又は運用の問題は、なにも獨立自尊に限つたことではない。如何に立派な原則であつても、又如何に立派な制度であつても、其運用を誤らば、其本來の効果を發揮し得ないのみならず、却つて社會に河豚以上の害毒を及ぼすことがある。そこで、吾々は獨立自尊に付ても、

先づ第一に之を正しく理解することが、何よりも肝要のことである、と云はざるを得ない。之を正しく理解すれば、従つて又、之を正しく應用することも出來、其結果は一般の人々に對し、眞の共同的・協力的精神を涵養することゝなるべく、こゝに於て、健全なる社會の現出と其發展とを期待し得ると云ふ、洵に偉大なる効果を收め得らるゝのである。

私は繰返して云ふ。先づ獨立自尊の正しい觀念を會得すべきである。それが爲めには、福澤先生の言行の研究は最も必要であり、就中修身要領は特に重要である。獨立自尊の内容は、修身要領に依つて構成せらるゝものであることに、注意せねばならぬ。獨立自尊と修身要領とを、別々に考へることは、やがて獨立自尊を誤解し、又は曲解することゝなる前提である。



私は前項に於て、井上博士の所説に對する卑見を、開陳し終つたのである。不幸にして、井上博士の所論には、殆んど全面的に服従し得ないのである。何故に井上博士は、かくも獨立自尊に付き、吾々と其考へを異にせらるゝ結果となつたのであらうか。私は其原因の主たるものを、次の如くに考へてゐるのである。即ち、

- 第一 博士は獨立自尊を自分勝手に解釋せられたこと——獨立自尊を利己主義、又は我利我利主義と見てをらるゝこと。
- 第二 獨立自尊と修身要領とを對立關係に置かれてをること——獨立自尊を修身要領を基底として解釋せられぬこと。
- 第三 之を要するに、博士は獨斷的見解を以て、徒に福澤先生の獨立自尊を攻撃されてをることゝなる。

井上博士の「獨立自尊主義の道德を論ず」と云ふ、この反對論文は、序論、

本論上、本論下、餘論より構成されてをるが、終りに「附言」として數行附加されてをる。

最後にこの「附言」に付て、聊か考察することを許されたい。先づ博士は次の如く云はれてゐる。即ち、

「余がこの文を發表してより以來翁門下の人二三の雜誌に余が批評に對して兎角の言論を物せられたれども、余は未だ之に酬ゆる程の必要を感じず、余は是等の人に余が批評を反覆精讀あらんことを切望す」(三集八)。

私は博士のこの言に接し、極めて不愉快なる感に打たれたるのみならず、學者として採るべき態度ではないと思つた。若し、博士の如き態度を持せらるゝならば、我國の學問の發達進歩は、之を期し難いとも思つた。「翁門下の人二三の雜誌に余が批評に對して兎角の言論を物」すとは、例へば既に一言した、林毅陸博士の「修身要領に對する井上哲次郎氏の批評を讀む」(學報第二八號、二七頁以下)、及び氣



賀定吉氏の「文學博士の非獨立自尊論」(學報第二八號、五八頁以下)等を指示するものであらう。林博士の論文でも、又氣賀氏の論文でも、私は大いに参考になるものと思つてゐる。私がこの論文を草するに當つても、之等の論文は大いに参考となつたのみならず、私の考へてをるところと、全く同趣旨のところもある。そこで、井上博士の論文を読んで、例へば博士が餘りに獨斷的に論を進められると云ふやうな點は、獨り私ばかりが感ずる問題ではないと云ふことを明かに知つた。井上博士の論文を読むものは、誰も同じやうなことを感ずることであらうと、考へるやうにもなつた。氣賀氏の論文は僅か二頁に亙る、極めて簡單なものではあるが、井上博士としては、再考せらるべき問題のみを提出してをるやうに思はれる。然るに、井上博士はたゞ「余が批評を反覆精讀あらんことを切望す」などと横柄な態度を採らるゝことは、博士の天狗主義にして吾々の所謂獨立自尊の精神に反するものであり(本書一頁、二頁参照)、他面に於ては「一切の證典 authorities を

己。れ。が。精。神。界。よ。り。驅。逐。し。去。り、己。れ。自。身。の。獨。得。の。見。解。を。以。て。唯。一。の。證。典。と。」(集註七)し、人の云ふことには少しも耳を傾けない、博士の所謂獨立自尊主義を自ら實行されることゝなるであらう。吾々の方から、却つて之等論文を「反覆精讀あらんことを切望す」と云ひ度い位である。

博士は最後に、次の如く云はるゝのである。即ち、

「是等の人「福澤先生門下の人々」に告げんと欲す、眞に精神上の獨立自尊を信ぜば、必しも翁の説に盲従すべきにあらず、自ら己れが頭腦を以て思惟せよ、必ず大に得る所あらん、假令ひ翁の門下の人なればとて其思惟する所が全く翁に違はずといふこと、決して有り得べからざる所なり。」(三集八)

私は井上博士の論文に對し卑見を述べるに當り、「博士の所説を見て、其獨斷的主張に付き驚かざるを得ないのである」と申したのであつたが(本書九)、博士の論文に對する卑見を終るに當り、私は再び其無理解の主張に對し驚かざるを得ないのである。吾々は福澤先生の説に盲従する者ではない。蓋し、それは獨



立自尊の精神に反するからである。要領第七條の説明として、私は強固なる意思力を有することの必要を詳述した。而して、強固なる意思力は、正當な判断力の基底を爲すものであり、しかも、それは又同時に、他人の言を容れる大なる包容力であると述べたのである(本讀二)。第七條は一身の進退方向に付ての定めであるが、この規定の精神は、他人の説の判断の場合にも亦、類推適用し得るものである。自己に何等の定見なく、徒に他人の言説に従ふ、之を盲従と云ふのである。盲従が獨立自尊の精神に反するは、この故である。徒に他人の説に追従するは、自己の人格を尊重する所以でもあるまい。そこで、吾々が思惟するところが「全○翁○に○違○は○す○と○い○ふ○こ○と○、○決○し○て○有○り○得○べ○か○ら○ざ○る○所」となるのである。しかし乍ら、こゝに最も注意を要することは、吾々は先生の偉大なる人格と識見とを慕つて集つた者であると云ふことである。従つて、先生の主張の根幹とも云ふべき、獨立自尊主義に對しては、吾々は衷心より之を尊敬し、

之に賛同するのである。先生の人格と識見とを慕ふ意義はこゝに在るのである。若しこの點に於て見解を異にすることゝならば、吾々が義塾に學ぶ意義は消滅すべく、又學ぶ必要もないのである。先年藤原工業大學の開校式が日吉臺の同校に於て盛大に舉行せられた折、原嘉道博士は其祝辭のうちに於て、現在の私立大學を三種に分類せられてゐる。第一は人格と學識とが一世に卓越したる人が中心となつて出來たもの、第二は社會的に勢威ある人が中心となつて出來たもの、及び第三は數人の者相集り、各々其專攻する學術を教授する爲め生徒を集めたのが本と爲り出來たものが即ちそれである。慶應義塾は正に右の第一の種類に屬するものとし、原博士は次の如く云はれてをる。即ち

「先づ第一には、一世に卓越したる學識ある方が、教育奉公の精神から自ら帷を垂れて子弟を教導されたのが本となつて、遂に今日の大學にまで發達したものであります。其例が則ち藤原氏の母校である慶應義塾でありまして福澤先生と云ふ古今獨歩の偉大なる方が、自己の學識と人格とに依て、この世界に著名なる大學の基礎を打立てられたのであります。之は世界にも稀有な例であらうと存じま